

厚生労働省防災業務計画

(令和元年9月改正)

厚生労働省

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 目次 | 2 |
| この計画の目的 | 6 |
| この計画の効果的な推進 | 6 |
| 第1編 災害予防対策 | 6 |
| 第1章 総則 | 6 |
| 第1節 厚生労働省災害対策連絡調整会議の設置 | 6 |
| 第2節 災害の発生に備えた体制の整備 | 7 |
| 第3節 防災に関する教育訓練等 | 9 |
| 第4節 災害対策に係る研究の推進 | 10 |
| 第5節 情報化の進展に対応した災害予防対策の充実 | 10 |
| 第6節 厚生労働省庁舎及び関係施設の安全性の確保 | 10 |
| 第7節 防災中枢機能等の確保、充実 | 10 |
| 第8節 厚生労働省関係独立行政法人等への指導等 | 11 |
| 第2章 保健医療に係る災害予防対策 | 11 |
| 第1節 医療施設の災害に対する安全性の確保 | 11 |
| 第2節 災害時における保健医療体制の整備 | 12 |
| 第3節 災害時における救急患者等の搬送体制の確保 | 13 |
| 第4節 後方支援体制の確保 | 14 |
| 第5節 医薬品等の安定供給の確保 | 14 |
| 第6節 災害医療対策に係る研究及び研修の推進 | 15 |
| 第7節 防疫に係る防災体制の整備等 | 15 |
| 第8節 個別疾患に係る防災体制の整備 | 15 |
| 第9節 災害保健衛生活動に係る体制の整備 | 16 |
| 第3章 福祉に係る災害予防対策 | 17 |
| 第1節 都道府県内における体制整備 | 17 |
| 第2節 市町村福祉部局の防災体制の整備 | 17 |
| 第3節 福祉サービス等事業者の災害に対する安全性の確保 | 18 |
| 第4節 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備 | 18 |
| 第4章 生活衛生に係る災害予防対策 | 19 |
| 第1節 遺体の火葬体制の整備 | 19 |
| 第2節 水道施設に係る防災体制の整備 | 19 |
| 第5章 毒物劇物に係る災害予防対策 | 21 |
| 第6章 社会保険に係る災害予防対策 | 21 |
| 第7章 労働災害に係る災害予防対策 | 21 |
| 第2編 災害応急対策 | 23 |

| | |
|--|----|
| 第1章 総則..... | 23 |
| 第1節 災害に関する情報の収集及び伝達等..... | 23 |
| 第2節 厚生労働省災害対策本部の設置等..... | 24 |
| 第3節 被災地への人的・物的支援及び厚生労働省現地対策本部の設置..... | 26 |
| 第4節 非常災害の特性や時間の経過に応じた適切な災害応急対策の実施..... | 32 |
| 第5節 非常災害時における広報活動..... | 35 |
| 第2章 保健医療に係る対策..... | 36 |
| 第1節 被災地の状況把握..... | 36 |
| 第2節 被災都道府県における保健医療活動の総合調整の実施..... | 36 |
| 第3節 被災地における指揮調整機能の維持..... | 37 |
| 第4節 保健医療活動従事者の確保..... | 37 |
| 第5節 被災地における保健医療の確保..... | 39 |
| 第6節 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等による健康管理..... | 40 |
| 第7節 医薬品等の供給..... | 41 |
| 第8節 医療に関する外国からの支援..... | 42 |
| 第9節 防疫対策..... | 43 |
| 第10節 個別疾患対策..... | 44 |
| 第11節 公費負担医療に係る対応..... | 45 |
| 第3章 福祉に係る対策..... | 45 |
| 第1節 市町村福祉部局の体制（図7参照）..... | 45 |
| 第2節 災害時要配慮者に係る対策..... | 45 |
| 第3節 社会福祉施設等に係る対策..... | 46 |
| 第4節 障害者及び高齢者に係る対策..... | 46 |
| 第5節 児童に係る対策..... | 47 |
| 第6節 妊産婦に係る対応..... | 48 |
| 第7節 生活保護制度等に係る対策..... | 49 |
| 第8節 ボランティア活動の支援..... | 49 |
| 第4章 生活衛生に係る対策..... | 50 |
| 第1節 遺体の火葬等（図8参照）..... | 50 |
| 第2節 飲料水の確保（図9参照）..... | 51 |
| 第3節 食品衛生の確保等..... | 52 |
| 第5章 毒物劇物に係る対策..... | 53 |
| 第1節 災害情報の収集・連絡..... | 53 |
| 第2節 災害の拡大防止活動..... | 54 |
| 第6章 労働災害防止に係る対策..... | 54 |
| 第1節 原子力施設に係る情報の収集..... | 54 |
| 第2節 二次災害の防止..... | 54 |
| 第7章 社会保険に係る対策..... | 55 |
| 第1節 緊急業務処理体制の整備..... | 55 |

目次

| | | |
|-----|---|----|
| 第2節 | 行政サービスの確保..... | 55 |
| 第8章 | 都道府県労働局等の被害状況の把握..... | 57 |
| 第1節 | 都道府県労働局等の施設の被害状況の把握..... | 57 |
| 第2節 | 職業能力開発施設等の訓練生等の安否の把握..... | 57 |
| 第9章 | 被災者の救護に係る対策..... | 57 |
| 第1節 | 厚生労働省関係施設の提供..... | 57 |
| 第3編 | 災害復旧・復興対策..... | 58 |
| 第1章 | 被災施設等の復旧..... | 58 |
| 第1節 | 医療施設の復旧..... | 58 |
| 第2節 | 社会福祉施設等の復旧..... | 58 |
| 第3節 | 職業能力開発施設の復旧..... | 58 |
| 第4節 | 水道施設の復旧..... | 58 |
| 第5節 | 災害復旧費実地調査要領の要件緩和等..... | 58 |
| 第6節 | 労働基準監督署及び公共職業安定所における窓口事務の維持等..... | 58 |
| 第2章 | 災害復旧工事等に関する対策..... | 59 |
| 第3章 | 被災者の生活再建等の支援..... | 59 |
| 第1節 | 地域医療の確保..... | 59 |
| 第2節 | 雇用及び労働条件の確保等..... | 60 |
| 第3節 | 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付..... | 64 |
| 第4節 | 各種貸付の実施..... | 64 |
| 第5節 | 労働保険料、貸付金等に関する措置..... | 65 |
| 第6節 | 生活保護制度における義援金の取扱い等に関する周知..... | 65 |
| 第4編 | 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画..... | 66 |
| 第1章 | 地震予知情報等の伝達..... | 66 |
| 第2章 | 厚生労働省地震災害警戒本部の設置等..... | 66 |
| 第3章 | 地震防災応急対策に係る措置等..... | 68 |
| 第1節 | 地震防災体制の整備..... | 68 |
| 第2節 | 応急対策に係る措置事項..... | 68 |
| 第3節 | 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備..... | 69 |
| 第4節 | 大規模地震に係る防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項..... | 69 |
| 第5節 | 地方防災会議等の定める地震防災強化計画の基準..... | 70 |
| 第5編 | 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画..... | 71 |
| 第1章 | 南海トラフ地震臨時情報等の伝達..... | 71 |
| 第2章 | 厚生労働省災害対策本部の設置等..... | 71 |
| 第3章 | 津波からの円滑な避難の確保に関する事項..... | 71 |
| 第4章 | 防災体制に関する事項..... | 72 |
| 第5章 | 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備..... | 72 |
| 第6章 | 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項..... | 72 |
| 第6編 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画..... | 74 |

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項..... | 74 |
| 第2章 防災体制に関する事項..... | 74 |
| 第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備..... | 75 |
| 第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項..... | 75 |
| (別紙1)..... | 76 |
| (別紙2)..... | 78 |
| (別紙3)..... | 79 |
| (別紙4)..... | 81 |
| (別紙5)..... | 84 |
| (別紙6)..... | 85 |
| (別紙7)..... | 87 |
| (別紙8)..... | 90 |

厚生労働省防災業務計画

平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省発総第 11 号制定
(最終修正)令和元年 9 月 30 日厚生労働省発科 0930 第 1 号改正

この計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 36 条第 1 項並びに大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)第 6 条第 1 項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 5 条第 1 項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 16 年法律第 27 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働省の所掌事務について、防災に関し講ずるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定め、もって防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行に資することを目的とする。

この計画の効果的な推進

厚生労働省は、この計画を効果的に推進できるよう、毎年、災害対策基本法第 36 条第 1 項の規定に基づき、この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第 1 編 災害予防対策

第 1 章 総則

第 1 節 厚生労働省災害対策連絡調整会議の設置

- 1 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を円滑に講ずることを目的とした常設の連絡調整組織として、厚生労働省災害対策連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。
- 2 連絡調整会議は、前項の目的を達成するため、厚生労働省防災業務計画の作成、実施及び見直し並びに中央防災会議等への参加及び関係省庁等との連携等に関し、厚生労働省内における必要な連絡調整を行う。

- 3 連絡調整会議の組織は、厚生労働省災害対策連絡調整会議設置規程(別紙 1)に定めるところによる。

第2節 災害の発生に備えた体制の整備

第1 災害対策に関する業務の整理

- 1 厚生労働省各部局は、災害対策に関する業務を記したマニュアルを作成する。当該マニュアルに記すべき事項を例示すれば、以下のとおりである。
- (1) 災害発生直後に速やかに行うべき業務
 - (2) 情報収集の方法
 - (3) 各職員の役割
- (注) 各職員の役割は、実施した災害対策の記録についても定めること。
- 2 厚生労働省各部局は、災害時に実施した災害対策の記録を整備及び保管するとともに、大臣官房厚生科学課に提出し、同課においても保管する。

第2 連絡体制の整備

- 1 厚生労働省各部局は、災害時に大臣官房厚生科学課から伝達された事項の部局内への速やかな情報提供並びに部局内で収集した被害状況に関する情報及び実施した災害対策等に関する情報の取りまとめ及び大臣官房厚生科学課への報告を行う者(以下「部局連絡責任者」という。)を以下のとおり設置する。
- (1) 各部局は、部局内の職員のうち、3名を部局連絡責任者に指定する。ただし、特に人命に係る被害状況の把握等を迅速に講ずる必要のある部局(以下「災害時要緊急対策部局」という。)については、部局内の職員のうち、5名を部局連絡責任者に指定する。
 - (2) (1)に規定する災害時要緊急対策部局は、医政局、健康局、医薬・生活衛生局及び社会・援護局とする。
 - (3) 各部局は、部局連絡責任者の指定の変更を行う場合には、速やかに、大臣官房厚生科学課に報告する。
- 2 部局連絡責任者、第3第2項に規定する防災予備役職員並びに厚生労働省災害対策本部組織規程準則(別紙 3)に掲げる本部員会議構成員、幹事会構成員、事務局員及び防災担当職員(以下「災害対策本部構成員等」という。)は、厚生労働省災害対策本部構成員等必携(以下「必携」という。)を常時携帯するとともに、携帯電話を携帯すること等により常時連絡がとれるようにする。
- 3 部局連絡責任者、第3第2項に規定する防災予備役職員及び災害対策本部構成員等は、必要に応じ、直ちに参集することができるよう、平常時から、厚生労働本省への複数の交通手段及び独立行政法人国立病院機構災害医療センターへのルートを確認しておく。
- (注) 第2編第1章第2節第2に規定する厚生労働省災害対策本部を厚生労働本省に設置することが困難であると認められる場合に、第2編第1章第2節第4第2項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センターに、同本部を設置する。

第1編 災害予防対策

第1章 総則

4 人事異動等により、部局連絡責任者、第3第2項に規定する防災予備役職員及び災害対策本部構成員等が変更になる場合には、前任者は以下の事項について後任者に引継ぎを行うとともに、変更になる旨を連絡調整会議事務局に報告する。

- (1) 部局連絡責任者、第3第2項に規定する防災予備役職員及び災害対策本部構成員等である旨の引継ぎを行うこと。
- (2) 必携その他の防災関係書類等の引継ぎを行うこと。
- (3) 厚生労働省防災業務計画の実施等に係る当該部局連絡責任者、第3第2項に規定する防災予備役職員及び災害対策本部構成員等の役割の引継ぎを行うこと。

第3 災害発生に備えた職員の配置

- 1 災害時に迅速に災害対策を行うため、医務技監、大臣官房総括審議官(国会担当)、大臣官房審議官(危機管理担当)、大臣官房審議官(災害対策担当)、大臣官房審議官(健康担当)及び大臣官房審議官(社会・援護・人道調査担当)を、厚生労働省災害対策本部が設置された場合に、本部長又は副本部長の指示に基づき、同本部における当該指示に係る業務に従事する幹部職員(以下「災害対策幹部職員」という。)とする。
- 2 災害時に迅速に厚生労働省災害対策本部における災害対策業務を行うため、災害対策に係る業務に従事した経験を有する職員を、同本部が設置された場合に、同本部事務局における業務に従事する者(以下「防災予備役職員」という。)として指定する。
- 3 前項の災害対策に係る業務に従事した経験を有する職員は、原則として、以下の(1)から(3)までに掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室の職員(併任の者を含む。)であった期間を有する者(現に同課における業務に従事している者を除く。)であること。
 - (2) その時点において、(1)の期間の最終日から起算して4年を経過する日の属する年度の年度末までの期間のうち、まだ経過していない期間を有する者であること。
 - (3) 厚生労働本省の職員であること。

第4 被害状況の把握のための体制の整備

- 1 厚生労働省各部局は、災害の発生後直ちに、その所掌事務に係る災害対策を開始することができるよう、把握すべき被害状況に関する事項を整理するとともに、その収集に使用するための様式を作成する。
- 2 前項の把握すべき被害状況に関する事項としては、被災都道府県・市町村(特別区を含む。以下同じ。)の関係機関、関係施設等における以下の事項が考えられる。

- (1) 建物の倒壊等に関する事項
- (2) 電気、ガス、水道等のライフラインに関する事項
- (3) 利用者及び職員の安否に関する事項
- (4) 水、食料等の必要な物資の供給状況に関する事項
- (5) 職員の不足、設備の損傷、交通の遮断等の業務継続への影響に関する事項

- 3 厚生労働省各部局は、災害の発生後直ちに、その所掌事務に係る災害対策を開始することができるよう、被害状況を把握するために被災地の機関、施設等に連絡をとることができる体制を整備するとともに、当該機関、施設等への連絡方法及び連絡先を整理した連絡網を作成する。
- 4 前項の被害状況を把握するために連絡をとる被災地の機関、施設等としては、被災都道府県・市町村に加えて、被災地又はその周辺の関係団体及び関係施設、全国ネットワークをもつ関係団体等が考えられる。

第5 物資の供給体制の整備

厚生労働省関係部局は、関係省庁と連携し、必要な物資を円滑に調達及び供給するための体制整備を図る。

また、非常災害に伴う通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災都道府県・市町村からの要請が滞る場合等に対応するため、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて、関係省庁と連携し、必要な物資を調達し、被災都道府県・市町村へ供給する仕組みを構築する。

(注) 非常災害は、東京都の特別区にあつては震度5強以上、その他の地域にあつては震度6弱以上の地震、高いところで3メートルを超える津波等を目安とする大規模な災害をいう。

第6 厚生労働省現地対策本部設置に必要な機器等の確保

厚生労働省大臣官房厚生科学課は、厚生労働省現地対策本部設置時に同本部に提供することができるよう、同本部が災害対策に係る業務を開始するに当たって必要な機器等の管理及び保管を行う。

第3節 防災に関する教育訓練等

第1 防災に関する教育

連絡調整会議は、防災予備役職員、災害対策本部構成員等、地方支分部局の管理職員その他の必要な職員に対して、毎年4月及び9月を目途に、講習会の実施等を通じ、防災に関して必要な以下に例示する知識等の周知徹底を行う。

- (1) 災害対策基本法、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他の関係法令の概要
- (2) 厚生労働省防災業務計画及び所掌に係る災害対策マニュアルの概要
- (3) 非常災害時の連絡網
- (4) 東日本大震災、平成28年熊本地震その他の過去の非常災害における取組の概要

第2 防災に関する訓練

連絡調整会議は、毎年9月1日に実施される政府の総合防災訓練に併せて以下の訓練を行う。

- (1) 大規模災害時の情報伝達訓練
- (2) 厚生労働省非常参集訓練
- (3) 厚生労働省災害対策本部又は厚生労働省地震災害警戒本部設置運営訓練
- (4) その他省内の防災体制に関する訓練

第4節 災害対策に係る研究の推進

- 1 厚生労働省関係部局は、災害対策に係る研究を推進するよう努める。
- 2 厚生労働省関係部局は、災害対策に係る研究成果が得られた場合には、広く関係者等に周知するよう努める。

第5節 情報化の進展に対応した災害予防対策の充実

厚生労働省関係部局は、以下の点に配慮しつつ、情報化の進展に対応した災害予防対策の充実を図るように努めるとともに、必要に応じ、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、助言及びその他の支援を行う。

- (1) 災害応急対策の実施に関し、有用な情報のデータベース化を行うこと。
- (2) 災害応急対策の実施に関し、有用な情報のバックアップを図ること。
- (3) プライバシーへの配慮を行うこと。

第6節 厚生労働省庁舎及び関係施設の安全性の確保

1 庁舎等の安全化

厚生労働省各部局においては、その管理に係る庁舎の耐震性の確保に特に配慮するとともに、庁舎内における書棚、機器類等の設置方法(転倒防止器具の取付け等を含む。)、書籍、ファイル等の整理整頓等に常に留意し、災害発生時における庁舎内の安全確保を図る。

2 関係施設の安全化

厚生労働省は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条に規定する公共職業能力開発施設及び独立行政法人国立病院機構並びに独立行政法人労働者健康安全機構その他特別の法律に基づいて設立される厚生労働省関係の法人(以下「厚生労働省関係独立行政法人等」という。)が設置し、又は運営する医療施設、療養施設その他の施設(以下「厚生労働省関係施設」という。)について、耐震性の強化、液状化対策の充実等を通じ、その安全性の確保に努める。

第7節 防災中枢機能等の確保、充実

- 1 厚生労働省は、大規模災害の発生時に、本省が防災中枢機能を果たし得るよう、以下の措

置を講ずる。

- (1) 庁舎の耐震性の強化、非常用発電機及び燃料の確保等に努める。
- (2) 災害時の利用に供するため、食糧、飲料水等の備蓄等に努める。

2 行政機能の維持・確保のための体制整備

厚生労働省各部局は、災害発生に伴う行政機能の停止又は低下を最小限に止めるため、災害発生時等における職員の出勤及び配置の基準・業務処理手順等については、厚生労働省業務継続計画(首都直下地震編)を踏まえて実施する。

また、機械処理システムの運用を所管する部局においては、災害に対する機械処理システムの保護、復旧、運用の確保等の観点から、常に研究、見直しを行い、システム更改時等において必要な措置を講ずるとともに、被災による各種機械処理システム停止時における業務処理手順の徹底その他の措置を講じておく。

第8節 厚生労働省関係独立行政法人等への指導等

1 厚生労働省関係施設利用者の安全確保

関係部局は、厚生労働省関係施設の利用者が災害発生時に安全かつ迅速に避難を行うことができるよう、当該厚生労働省関係施設を設置し、又は運営する法人に対し、避難計画の作成、防災訓練の実施等について措置を講ずるよう要請する。

2 関係団体における防災体制の確保

第1項のほか、厚生労働省の所掌事務について総合的な防災体制を確保するため、関係部局は、厚生労働省関係独立行政法人等その他の関係団体における防災業務計画の作成、厚生労働省関係独立行政法人等内部及び厚生労働省との間の緊急連絡体制の整備、防災訓練、防災研修等の実施、厚生労働省関係独立行政法人等の管理に係る施設の耐震性の確保及び施設内の安全確保等について必要な助言及びその他の支援を行う。

第2章 保健医療に係る災害予防対策

第1節 医療施設の災害に対する安全性の確保

1 厚生労働省医政局、都道府県及び市町村は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。

- (1) 医療施設における耐震性・津波に対する安全性その他の安全性を確保すること。
- (2) 医療施設における電気、ガス、水道等のライフラインの確保に関すること。
- (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

2 厚生労働省医政局及び都道府県は、医療施設の管理者に対して、医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管

第1編 災害予防対策

第2章 保健医療に係る災害予防対策

理について指導する。

- 3 厚生労働省医政局、健康局及び医薬・生活衛生局並びに都道府県は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取扱う医療施設の管理者に対して、災害の発生時におけるこれらの物の取扱いについて指導する。

第2節 災害時における保健医療体制の整備

第1 都道府県内における体制整備

- 1 都道府県は、医療計画等に基づき、保健所の活用等に配慮しつつ、災害時医療体制の整備に努める。
- 2 厚生労働省医政局は、都道府県による災害時医療体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第2 地域の保健医療関係団体との連携

- 1 都道府県及び市町村は、災害時における医療の確保のため、地域の医療関係団体との協定の締結等により、連携の強化に努める。その際、都道府県は、必要に応じて災害医療コーディネーター又は災害児小児周産期リエゾンの助言を受ける。
- 2 都道府県及び保健所は、「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成29年7月5日付け科発0705第3号、医政発0705第4号、健発0705第6号、薬生発0705第1号、障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び「災害医療コーディネーター活動要領及び災害時小児周産期リエゾン活動要領」(平成31年2月8日付け医政地発0208第2号)に基づき、大規模災害時にその災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うことができるよう、大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に努める。
- 3 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局及び社会・援護局障害保健福祉部は、前項の体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第3 災害拠点病院・災害拠点精神科病院の整備

- 1 都道府県は、ヘリポート、災害時の患者受入機能、水・医薬品・医療機器の備蓄機能、自家発電機、受水槽や井戸などの籠城機能等が強化され、応急用資器材の貸出し等により、地域の医療施設を支援する機能等を有する災害時に拠点となる災害拠点病院を選定し、又は設置することにより、災害時医療体制の整備に努める。
- 2 都道府県は、地域の精神科医療施設を支援する機能を有する災害時に拠点となる災害拠点精神科病院を選定し、又は設置することにより、災害時精神科医療体制の整備に努める。

第4 災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の体制整備

- 1 厚生労働省医政局は、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の運用に係る体制を整備するため、日本DMAT活動要領・DPAT活動要領を策定する。
- 2 都道府県は、日本DMAT活動要領に基づき、DMAT運用計画を策定し、災害派遣医療チーム(DMAT)等の運用に係る体制を整備する。また、DPAT活動要領に基づき、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の運用に係る体制を整備する。
- 3 都道府県は、災害時において被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行うため、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン等の運用に係る体制を整備するよう努める。

第5 災害時情報網の整備

厚生労働省医政局及び健康局並びに都道府県は、大規模災害発生時において医療機関における傷病者数等の状況等の被害の規模を推測するため、広域災害及び救急医療に関する情報システム(コンピュータ等を利用し、災害時に医療施設の診療状況等の迅速な把握が可能な広域災害・救急医療情報システム)により、国・都道府県間、都道府県・市町村・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。

第6 災害時の対応マニュアルの作成等

- 1 都道府県は、既存の救急医療体制で対応できない規模又は種類の災害が発生した場合の被災地における医療供給の支援体制、医療関係団体との協力体制、患者等の搬送方法、都道府県域を超えた支援体制等について、地域防災計画への記載に努めるとともに、都道府県間の連携について配慮する。その際、都道府県は、必要に応じて災害医療コーディネーター又は災害児小児周産期リエゾンの助言を受ける。
- 2 すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における指揮命令系統の構築方法、情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣方法を記した業務継続計画の作成に努める。
- 3 厚生労働省医政局は、都道府県に対し、地域防災計画における医療供給の支援体制の整備について必要な助言及びその他の支援を行うとともに、病院に対し、業務継続計画の作成のためのガイドラインを周知する等により、必要な支援を行う。

第3節 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

- 1 都道府県は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の搬送のため、平常時から、陸路・海路・空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- 2 都道府県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬

第1編 災害予防対策

第2章 保健医療に係る災害予防対策

送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出し、災害時において、当該航空搬送拠点に、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)、救急措置等を行うための航空搬送拠点臨時医療施設を設置することができるよう整備するとともに、災害時のドクターヘリの運用体制を整備する等、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

- 3 厚生労働省医政局は、災害派遣医療チーム(DMAT)等の緊急輸送や傷病者の搬送を円滑に進めることができるようにするため、国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁及び警察庁(以下「緊急輸送関係省庁」という。)との必要な調整を行う。

第4節 後方支援体制の確保

- 1 都道府県は、当該都道府県においては対処することが困難な規模の非常災害が発生した場合における医療を確保するため、近隣都道府県と調整し、災害時の相互協力体制の確立に努める。その際、都道府県は、必要に応じて災害医療コーディネーター又は災害時小児周産期リエゾン等の助言を受ける。
- 2 厚生労働省医政局は、前項の相互協力体制の確立のため、必要に応じ、助言その他の支援を行う。

第5節 医薬品等の安定供給の確保

第1 災害時情報網の整備

- 1 都道府県は、医療機関、医薬品等関係団体、日本赤十字社、都道府県薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。
- 2 厚生労働省医政局、健康局及び医薬・生活衛生局は、都道府県、医薬品等関係団体、日本赤十字社、公益社団法人日本薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

第2 災害時における医薬品等の搬送体制の確保

- 1 都道府県は、災害時における医薬品等の搬送のため、平常時から、マンパワーの確保及び自転車、自動二輪車を含めた搬送手段の確保に努める。
- 2 厚生労働省医政局、健康局及び医薬・生活衛生局は、防災基本計画第2編第2章第5節3に掲げる医薬品等の緊急輸送を円滑に進めることができるようにするため、緊急輸送関係省庁との必要な調整を行う。

第3 医薬品等の供給、管理等のための計画

- 1 都道府県は、「大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告書」(平成8年1月厚生省大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告)等を参考とし、関係者間の情報連絡

体制、災害用の備蓄医薬品等の確保方策、保管・管理体制等を内容とする医薬品等の供給、管理等のための計画の策定に努める。

- 2 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、都道府県が行う医薬品等の供給、管理等のための計画策定に際し、必要な助言及びその他の支援を行う。
- 3 厚生労働省医薬・生活衛生局は、日本赤十字社が行う輸血用血液製剤の供給、管理等のための計画策定に際し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第6節 災害医療対策に係る研究及び研修の推進

- 1 厚生労働省医政局は、医療機関等の役割、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・災害医療コーディネーター・災害時小児周産期リエゾン等の活動、災害時の情報網、災害時に多発する傷病者の診療技術等災害医療対策に係る研究及び研修を推進する。
- 2 厚生労働省医政局及び都道府県は、災害時に医療施設の被災状況等の情報を迅速に収集するため、関係部局の職員、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・災害医療コーディネーター・災害時小児周産期リエゾン等に対して、広域災害及び救急医療に関する情報システムの操作等に係る研修の定期的な実施に努める。

第7節 防疫に係る防災体制の整備等

- 1 都道府県及び市町村は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。
- 2 都道府県は、災害時の衛生状態の悪化や拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足する場合に備え、平常時から、器具機材の確保や近隣都道府県との応援体制の確立に努める。
- 3 厚生労働省健康局並びに都道府県及び市町村は、手洗い等により自ら感染症の予防に努めることの重要性を平常時から周知することにより、災害時の感染症流行の未然防止に努める。
- 4 厚生労働省健康局は、都道府県及び市町村が行う防疫に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第8節 個別疾患に係る防災体制の整備

第1 人工透析

- 1 都道府県は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた災害時の人工透析医療を確保するため、人工透析医療に係る被害状況等の情報を収集する職員を定

第1編 災害予防対策

第2章 保健医療に係る災害予防対策

めるとともに、公益社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

- 2 厚生労働省健康局は、都道府県が行う人工透析医療に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第2 難病等

- 1 都道府県及び市町村は、難病患者、小児慢性特定疾病児童等(以下「難病患者等」という。)に対する災害時の医療を確保するため、医療機関等の協力を求めるとともに、連絡体制を整備するなど、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。
- 2 厚生労働省健康局は、都道府県が行う難病等に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第9節 災害保健衛生活動に係る体制の整備

第1 情報収集体制の整備

厚生労働省健康局、都道府県及び市町村は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うため、情報の収集・連絡・共有化システムのIT化に努める。

第2 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の体制整備

- 1 厚生労働省健康局は、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の運用に係る体制を整備するため、DHEAT活動要領を策定する。
- 2 都道府県、保健所設置市及び特別区は、DHEAT活動要領に基づき、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の運用に係る体制を整備する。

第3 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援・派遣に関する体制整備

- 1 厚生労働省健康局は、被災都道府県の保健医療調整本部及び保健所の指揮調整機能等を応援するために構成される災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援・派遣に関する調整を行う体制を整備するとともに、支援活動に関する研究及び研修を推進する。
- 2 都道府県、保健所設置市及び特別区は、災害時における保健衛生活動を円滑に行えるよう、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の役割を地域防災計画等で明確にするとともに、DHEATの応援・受入が可能となる体制の整備、DHEATの編成及び運用の整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第4 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣や保健衛生活動に関する体制整備

- 1 厚生労働省健康局は、都道府県の協力の下、災害時に、被災都道府県・市町村以外の都

道府県及び市町村から被災都道府県・市町村への公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣に関する調整を行う体制を整備するとともに、災害時の保健衛生活動に関する研究及び研修を推進する。

- 2 都道府県及び市町村は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、被災者支援における公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の役割を地域防災計画等で明確にするとともに、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健衛生活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第3章 福祉に係る災害予防対策

第1節 都道府県内における体制整備

- 1 都道府県は、災害時において速やかな支援が可能となるようなネットワークを築くため、地域リハビリテーションの体制を整備するよう努める。
- 2 厚生労働省老健局は、前項の体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第2節 市町村福祉部局の防災体制の整備

- 1 市町村福祉部局は、災害時要配慮者の被害状況の把握から市町村関係部局と連携した福祉サービス等の提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務を処理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備に努める。
 - (1) 災害時の業務に関する十分なシミュレーションを行い、災害時に、福祉サービス等の提供に支障が生ずることのないよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。
 - (2) 福祉事務所等の相談機関や管内の福祉サービス等を提供する事業者(以下「福祉サービス等事業者」という。)の連絡・連携体制を整備すること。
 - (3) 必要に応じ、災害時における市町村福祉行政に係る協力体制の在り方を含んだ市町村間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。
 - (4) 災害救助担当部局が行う災害対策基本法第49条の10の規定による避難行動要支援者名簿の作成や「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月内閣府)等を踏まえた福祉避難所の整備について、福祉行政を担当する立場から、必要な助言及びその他の支援に努めること。
- 2 都道府県は、管内の市町村福祉部局が行う防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援に努める。
- 3 厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他の関係部局は、災害時において、都道府県及び市町村における福祉サービス等の提供が確保されるよう、必要な助言及びその他の支援を行う。

第3節 福祉サービス等事業者の災害に対する安全性の確保

- 1 厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他の関係部局並びに都道府県及び市町村は、福祉サービス等の災害に対する安全性を確保するため、福祉サービス等事業者等が実施する以下の事項に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。
 - (1) 国庫補助制度及び交付金の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性・津波に対する安全性その他の安全性を確保すること。
 - (2) 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
 - (3) 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
 - (4) 災害時において、福祉サービス等の利用者が、継続して必要なサービスを利用することができるようにするとともに、その他の避難行動要支援者及び災害時要配慮者に対して、社会福祉施設等への緊急受入れその他の必要な福祉サービス等が適切に提供されるよう、必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、福祉サービス等事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。
- 2 厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他の関係部局、都道府県及び市町村は、福祉サービス等事業者に対して、消火器具、警報器、避難用具等の整備保全等について、必要な助言及びその他の支援を行う。
- 3 厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他の関係部局は、福祉サービス等事業者に対して、災害時において、福祉サービス等が適切に提供されるよう、必要な助言及びその他の支援を行う。

第4節 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- 1 厚生労働省社会・援護局は、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、以下の取組を行う。
 - (1) 災害時におけるボランティア活動を支援するためのマニュアルを作成すること。
 - (2) ボランティア保険の普及を図ること。
- 2 都道府県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備のため、以下に例示する取組を行うよう努める。
 - (1) 社会福祉協議会、日本赤十字社及びボランティア団体と連携を図り、ボランティアの総合的な登録、教育・訓練、調整等を行うこと。
 - (2) 災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等についての講習会等を実施すること等により、ボランティアコーディネーターの養成を行うこと。
 - (3) 他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築すること。
- 3 厚生労働省社会・援護局は、都道府県及び市町村が行う災害時におけるボランティア活動

を支援するための環境整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第4章 生活衛生に係る災害予防対策

第1節 遺体の火葬体制の整備

- 1 都道府県は、近隣都道府県等と協力し、広域的な観点から災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための火葬場の火葬能力、遺体の搬送・保存体制等を記した広域的な火葬に関する計画の策定に努める。
- 2 市町村は、広域的な火葬に関する計画に関して、職員にあらかじめ十分に周知させること等により、災害時における遺体の円滑な火葬の支援に備えるよう努める。
- 3 厚生労働省医薬・生活衛生局は、「広域火葬計画の策定について」(平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局通知)に基づき、都道府県が広域的な火葬に関する計画を策定するため、必要な助言及びその他の支援を行う。
- 4 厚生労働省医薬・生活衛生局は、衛生行政報告例に基づく基礎的情報のほか、火葬場の名称、所在地、一日当たりの火葬能力、職員の配置状況、周辺の交通事情等に関する情報の収集に努める。

第2節 水道施設に係る防災体制の整備

第1 水道施設の耐震化等

- 1 厚生労働省医薬・生活衛生局は、水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)が水道施設の耐震化、津波対策及び水害対策を図る取組の参考となるよう、「水道の耐震化計画等策定指針」(平成27年6月)の周知に努める。
- 2 水道事業者等は、水道の耐震化計画等策定指針を参考に、各地域の特性を踏まえて、具体的に目標を定めて、水道管の系統の複数化、他系統との連絡管の整備、水道施設の分散配置等のバックアップ機能の強化を含めて、耐震化等の対策を計画的に進めるよう努める。
- 3 水道事業者等は、災害時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池等の耐震化、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努める。
- 4 厚生労働省医薬・生活衛生局は、水道事業者等が行う水道施設の耐震化及び応急給水用水の確保のための措置に関し、必要な指導・助言及びその他の支援を行う。

第2 災害時応急体制の整備

- 1 厚生労働省医薬・生活衛生局は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下

第1編 災害予防対策

第4章 生活衛生に係る災害予防対策

の措置を行う。

- (1) 都道府県及び水道事業者等と協力し、災害時における広域的な情報収集・連絡体制の整備に併せて、浄水場、配水池、管路等の重要な施設の情報のデータベース化及びオンライン化を図ること。
- (2) 水道事業者等に対して、「危機管理対策マニュアル策定指針」(平成19年2月厚生労働省)及び「災害時相互応援協定策定マニュアル」(平成19年2月厚生労働省)を周知し、水道事業者等が危機管理対策に関するマニュアル及び災害時相互応援協定を策定するための必要な助言及びその他の支援を行うこと。
- (3) 非常災害時、被災地における漏水調査等の被害状況の確認や応急復旧工事を速やかに実施するため、被害状況に応じて、被災地以外の地域の水道事業者等から被災水道事業者等への、水道事業者等及び管工事業者の専門的な知識を有する技術職員の応援派遣が速やかに行われるよう、水道事業者等に対して、危機管理対策に関するマニュアルの整備及び当該マニュアルに基づく訓練の実施を求めること。
- (4) 水道事業者等が行う応急給水(生活用水に供されるものを含む。以下同じ。)及び応急復旧に必要な資機材の備蓄の状況を定期的に把握すること。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材が水道事業者等の間で共用できるよう、仕様・規格の統一化等に努めること。

2 都道府県は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

- (1) 管内の水道事業者等と協力し、災害時における広域的な情報収集・連絡体制を整備するために、広域通信網及びその回線の二重化等によるバックアップシステムの整備を図るとともに、管路等の重要な施設の情報のデータベース化及びオンライン化を図ること。
- (2) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成すること。

3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針並びに危機管理対策に関するマニュアルを作成し、当該マニュアルに基づく訓練を実施すること。
- (2) 地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。
- (3) 他の水道事業者等と調整し、災害時相互応援協定を締結すること等により、相互協力体制を可能な限り広域にわたって確立すること。
- (4) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。
- (5) 消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について、平常時から、関係機関と協議・調整を行うこと。

4 厚生労働省医薬・生活衛生局は、都道府県及び水道事業者等が行う水道施設に係る災害時応急体制の整備に関し、必要な指導・助言及びその他の支援を行う。

第3 住民による飲料水の確保等

水道事業者等は、地方公共団体の防災担当部局と協力し、2～3日分の飲料水の備蓄や、給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民等が自主的に取り組むよう啓発に努める。

第5章 毒物劇物に係る災害予防対策

- 1 都道府県は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の規定に基づく毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者(以下「毒物劇物営業者等」という。)の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物又は劇物を取り扱う場所(以下「毒物劇物関係施設」という。)に対する立入検査を徹底すること等により、毒物劇物関係施設の安全性の確保に努める。
- 2 都道府県は、毒物劇物営業者等による毒物劇物危害防止規程の作成及び遵守、定期点検及び自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。
- 3 都道府県は、毒物劇物営業者等に対し、講習会、研修会等の実施に対する協力等により、保管管理及び毒物劇物に関する知識の向上を図ることにより、毒物劇物関係施設における保安体制の強化を図る。
- 4 厚生労働省医薬・生活衛生局は、前3項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。
- 5 厚生労働省医薬・生活衛生局は、毒物劇物による災害発生 of 徹底的な原因究明に努め、その結果に基づく管理の徹底を指導するとともに、新たな対策が必要な場合には、技術基準として法令に定める等により、毒物劇物関連施設の安全性の向上に努める。

第6章 社会保険に係る災害予防対策

厚生労働省保険局及び年金局は、災害時においても健康保険制度及び年金制度に係る業務が円滑に遂行されるよう、関係機関(全国健康保険協会、日本年金機構、企業年金連合会及び国民年金基金連合会)に対し、防災体制の整備に関し必要な助言及びその他の支援を行う。

第7章 労働災害に係る災害予防対策

1 大規模な爆発、火災等の災害の防止

労働基準監督署は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の定めるところにより、安全衛生管理を図り、大規模な爆発、火災等の労働災害の防止について指導するほか、原子力施設における緊急作業時に使用可能な十分な数の予備の線量計の確保など、電力会社等が緊急作業に対する準備を行うよう、指導する。

第1編 災害予防対策

第7章 労働災害に係る災害予防対策

2 企業における防災の促進

労働基準監督署は、労働災害防止等のための監督指導に当たり、事業者に対して、地震その他の自然災害の発生に備えた避難、救助等の訓練の実施について啓発指導を行うものとする。

第2編 災害応急対策

第1章 総則

第1節 災害に関する情報の収集及び伝達等

- 1 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、内閣官房、内閣府等から得た情報を速やかに厚生労働省関係部局に伝達する。
また、医政局長は「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成15年11月21日閣議決定)において決定された緊急参集チームの招集が行われる場合にはチームの一員として官邸に参集し、官邸において関係情報の収集・伝達の任務に当たる。
- 2 厚生労働省関係部局は、災害の発生後直ちに、他からの指示等の有無にかかわらず、その所掌事務に係る情報の収集及び必要な措置・対策を開始するとともに、緊急参集が行われている場合には、緊急参集チームの緊密な情報提供に努め、その官邸における活動を支援・補佐する。
- 3 厚生労働省関係部局は、被災都道府県・市町村からの情報に限らず、被災地又はその周辺の関係団体、活動中の救護班・保健師等から収集した情報、ヘリコプターによるテレビ情報、マスコミ情報、被災地又はその周辺の関係施設への直接電話照会、全国ネットワークをもつ関係団体、企業等への照会等可能なあらゆる手段により現地の被害状況、避難所の状況等に関する情報を収集し、当該情報を大臣官房厚生科学課に報告する。
- 4 前項により厚生労働省大臣官房厚生科学課に報告する情報を例示すれば、以下のとおりである。
 - (1) 厚生労働省の所掌に係る関係機関、関係施設等における以下の状況
 - ア 建物の倒壊等に関する状況
 - イ 電気、ガス、水道等のライフラインに関する状況
 - ウ 利用者及び職員の安否に関する状況
 - エ 水、食料等の必要な物資の供給状況に関する状況
 - オ 職員の不足、設備の損傷、交通の遮断等の業務継続への影響に関する状況
 - (2) 災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の行う救護活動の状況及びそこから収集した現地の状況
 - (3) 保健師等の行う保健衛生活動の状況及びそこから収集した現地の状況
 - (4) 被災地の地方公共団体、その他の関係機関との連絡状況
 - (5) その他前項の情報収集により得た重要な情報
- 5 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、厚生労働省各部局と大臣官房厚生科学課との連絡は、原則として、部局連絡責任者を經由して行う。ただし、大臣官房厚生

第2編 災害応急対策

第1章 総則

科学課は、必要と認める場合は、例外として、部局連絡責任者を經由せずに連絡を行う。

- 6 厚生労働省災害対策本部が設置された場合には、幹事長は、必要に応じ、厚生労働省災害対策本部幹事会を開催し、関係部局相互の連携強化を図る。
- 7 前各項に定めるもののほか、厚生労働省関係部局は、必要に応じ、災害の発災後直ちに被災地に携帯電話を有する職員を派遣する等により、可能な限りの情報収集に努める。また、厚生労働省災害対策本部が設置された場合には、本部長又は副本部長は、医療施設や社会福祉施設等における建物の損壊や床上浸水等の物的被害又は死傷者の発生等の人的被害が判明し、厚生労働本省による情報収集が困難な場合、厚生労働省大臣官房地方課を通じ地方支分部局の職員による実態把握を行う。なお、当該実態把握については、地方支分部局の被災状況を踏まえて実施する。
- 8 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、関係部局から収集した情報を取りまとめ、関係省庁等に報告する。取りまとめに当たっては、災害発生直後より、医療救護活動の状況、医療施設・社会福祉施設等の被害状況、水道の被害状況、応急給水の状況等に関する必要な情報を迅速に収集できるよう、関係部局との緊密な連携を図る。
- 9 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、第3項により関係部局が収集した災害情報を取りまとめるとともに、災害対策基本法第53条第4項の規定による内閣総理大臣への報告を行う。
- 10 厚生労働省各部局においては、本省の一般加入電話の被災により、一般加入電話による連絡が不能となったときは、中央防災無線電話等を利用することにより、本省と他省庁、地方支分部局等との間の連絡を確保する。

第2節 厚生労働省災害対策本部の設置等

第1 厚生労働省災害情報連絡室の設置

- 1 災害が発生するおそれがある場合、又は災害発生の初動期等において、迅速かつ適切な情報収集・連絡活動を行うため、必要により、厚生労働省災害情報連絡室(以下「災害情報連絡室」という。)を設置する。
- 2 災害情報連絡室の組織は、厚生労働省災害情報連絡室組織規程準則(別紙2)に定めるところによる。

第2 厚生労働省災害対策本部の設置

- 1 厚生労働大臣は、政府に緊急災害対策本部が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする厚生労働省災害対策本部を設置する。
- 2 前項の場合を除き、東京都の特別区にあつては震度5強以上、その他の地域にあつては

震度6強以上の地震が発生した場合その他非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、厚生労働大臣の決裁を得て、厚生労働省災害対策本部を設置する。

(注) 厚生労働省災害対策本部の設置について厚生労働大臣の決裁を得ることが困難な場合には、厚生労働事務次官の決裁により厚生労働省災害対策本部を設置することができるものとし、それも困難な場合には、以下、官房長、大臣官房審議官(危機管理担当)、大臣官房厚生科学課長を決裁権者として厚生労働省災害対策本部の設置を行う。

- 3 厚生労働省災害対策本部は、本部長、本部長代理、副本部長、副本部長代理及び本部員をもって構成する。
- 4 本部長は、厚生労働省災害対策本部の事務を総括する。本部長代理は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長は、本部長を補佐し、本部長及び本部長代理に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長代理は、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。本部の設置前に、これらの職務を担うべき者に事故あるときも、これに準ずる。
- 5 厚生労働省災害対策本部の組織は、厚生労働省災害対策本部組織規程準則(別紙3)を参考とし、非常災害の種類、発生した地域の特性、季節等を勘案し、求められる災害対策に応じて、適宜定める。
- 6 厚生労働省災害対策本部事務局は、災害による被害状況等を踏まえ、必要に応じ、速やかに防災予備役職員を事務局員に追加する。なお、防災予備役職員の事務局員への追加に当たっては、当該災害予備役職員の業務の状況を勘案する。

第3 厚生労働本省の職員の参集

- 1 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、必要に応じて、関係部局の部局連絡責任者を經由して、必要な職員の厚生労働本省への参集の指示を行う。
- 2 次の(1)又は(2)に掲げる場合には、それぞれ(1)又は(2)に定める職員は、前項の規定による指示を待たず、直ちに参集する。また、厚生労働省各部局の他の職員は、前項の規定による指示に基づき又は当該各部局の判断に基づき参集する。
 - (1) 政府緊急災害対策本部が設置された場合又は東京都の特別区にあつては震度5強以上、その他の地域にあつては震度6強以上の地震が発生した場合 各部局の部局連絡責任者及び災害対策本部構成員等
 - (2) 東京都の特別区以外の地域において震度6弱以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は東海地震注意情報が発表された場合 災害時要緊急対策部局の部局連絡責任者

第2編 災害応急対策

第1章 総則

第4 厚生労働省災害対策本部の設置場所等

- 1 厚生労働省災害対策本部は、厚生労働本省省議室(中央合同庁舎第5号館9階)又は適宜の厚生労働本省内の会議室等に設置する。
- 2 厚生労働本省を含む地域において非常災害が発生し、又は発生するおそれがあることから、厚生労働省災害対策本部を厚生労働本省に設置することにより災害対策を推進することが困難であると認められる場合には、厚生労働大臣は第1項の規定にかかわらず、立川広域防災基地(東京都立川市)内の独立行政法人国立病院機構災害医療センター研修室(同センター4階)又は同センター内の会議室等に設置要請を行う。
- 3 厚生労働省災害対策本部を独立行政法人国立病院機構災害医療センター内に設置するかの決裁は、以下に掲げる事項を勘案し、第2に規定する厚生労働省災害対策本部の設置の決裁に併せて、これを行う。
 - (1) 厚生労働本省及び厚生労働本省を含む地域の被災状況(非常災害が発生するおそれがある場合にあつては、被災状況に係る予測)
 - (2) 政府の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部等(以下「非常本部等」という。)の立川広域防災基地内にある災害対策本部予備施設内への設置の如何
- 4 休日や夜間等の勤務時間外に前項の決裁を行う必要がある場合には、厚生労働省大臣官房厚生科学課は、第1節第3項及び第7項等に掲げるあらゆる手段により可能な限りの情報を収集し、適切な判断に資するようにする。

第5 厚生労働省災害対策本部の業務

厚生労働省災害対策本部は、次の業務を行う。

- (1) 厚生労働省関係部局からの被災状況等に関する情報の取りまとめ
- (2) 法令又はこの計画の定めるところにより各部局が実施する災害応急対策の総括及び総合調整
- (3) 政府の非常本部等及び関係省庁等との情報交換及び連絡調整
- (4) 政府の非常本部等及び関係省庁等から収集した情報の厚生労働省関係部局への提供
- (5) 被災状況及び災害応急対策に関する広報資料の定期的作成等広報活動の総括
- (6) 厚生労働省幹部との連絡
- (7) 厚生労働省現地対策本部を設置した場合にあつては、同本部との連絡調整
- (8) その他災害応急対策に関し必要な業務

第3節 被災地への人的・物的支援及び厚生労働省現地対策本部の設置

第1 職員の派遣

- 1 災害が発生した場合には、必要に応じ、発災直後、特に次に例示する職員が被災地に赴き、情報収集、被災都道府県・市町村との連絡調整等を行う。

- (1) 保健医療関係情報収集のための職員
- (2) 水道の専門職員
- (3) その他非常対策に必要な職員

- 2 前項に規定するもののほか、厚生労働省災害対策本部は、必要に応じ、第4節第1項の表「厚生労働行政に係る災害応急対策の重点事項」を参考としつつ、時間の経過とともに変化する状況に応じた適切な災害応急対策を行うために必要な職員を被災地に派遣する。
- 3 被災都道府県・市町村並びにその近接する都道府県及び市町村の地方支分部局は、厚生労働本省から厚生労働省現地対策本部への職員の派遣等に当たって、被災地における交通状況の厚生労働本省への情報提供等の派遣を円滑に行うために必要な助言及びその他の支援を行うよう努める。
- 4 厚生労働省大臣官房地方課は、前項の支援に関して、地方支分部局に過度な負担が生じないよう必要な調整を行う。

第2 被災地への専門職種等の派遣調整等

- 1 厚生労働省関係部局は、被害状況等を踏まえ、被災都道府県から被災都道府県以外の都道府県に対して、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の被災都道府県で専門的な支援に当たる職種等の当該被災都道府県への派遣の要請があった場合には、当該派遣に協力するよう、関係団体等に対して依頼を行う。
- 2 厚生労働省関係部局は、被災都道府県が前項の救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の被災都道府県で専門的な支援に当たる職種等の被災都道府県以外の都道府県から被災都道府県への派遣を実施するために必要な調整を行うことが困難である場合には、被災都道府県に対して、当該調整に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第3 被災地への物資の供給

- 1 厚生労働省関係部局は、第1節第3項の情報の収集により、被災地の関係施設等において、必要な物資が不足していることを把握した場合には、被災都道府県・市町村に対して、当該関係施設等に関する情報提供を行う。
- 2 厚生労働省関係部局は、前項の情報提供を行った場合において、非常災害に伴う通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災都道府県・市町村から政府災害対策本部等への物資の要請が滞っているとき等は、当該関係施設等に不足する物資の種別、数量、派遣先の住所等を確認し、関係省庁と連携して、当該関係施設等への物資の供給を行う。

第4 厚生労働省現地対策本部の設置

- 1 被災都道府県・市町村の機能が低下し、被害状況等の情報収集及び災害対策等の的確な遂行に支障が生ずる恐れのある場合その他災害応急対策について万全の措置を講ずるため必要と認められる場合には、厚生労働大臣の決裁を得て、厚生労働省現地対策本部を設置する。

(注) 厚生労働省現地対策本部の設置について厚生労働大臣の決裁を得ることが困難な場合には、厚生労働事務次官の決裁により厚生労働省現地対策本部を設置することができるものとし、それも困難な場合には、以下、官房長、大臣官房審議官(危機管理担当)、大臣官房厚生科学課長を決裁権者として厚生労働省現地対策本部の設置を行う。

- 2 厚生労働省現地対策本部の組織は、厚生労働省現地対策本部組織規程準則(別紙5)を参考とし、非常災害の種類、発生した地域の特性、季節等を勘案し、求められる災害応急対策に応じて定める。
- 3 厚生労働省災害対策本部は、厚生労働省現地対策本部を設置した場合には、被害状況及び災害対策に係る情報等の同本部が業務を行うに当たって必要な情報を同本部に提供する。
- 4 厚生労働省災害対策本部は、必要に応じ、厚生労働省現地対策本部に、幹部職員、管理職員、被災地の地理等に関する知識を有する者及び災害応急対策に関する経験を有する者を派遣する。
- 5 厚生労働省現地対策本部は、政府現地対策本部、地方厚生(支)局及び都道府県労働局と連絡を密にしつつ、被災状況の把握、被災都道府県・市町村における事務執行状況の把握、住民ニーズの把握、被災都道府県・市町村の活動に対する助言、厚生労働省災害対策本部等への情報伝達等を行う。更に政府現地対策本部が設置された場合は、当該本部へ派遣された職員と連絡をとり、その支援を行う。
- 6 厚生労働省災害対策本部は、被災地若しくは被災地に近接した地域における都道府県庁若しくは都道府県労働局等の官公庁施設の会議室等、又は政府現地対策本部が設置された場合にあっては、その近接地に厚生労働省現地対策本部を設置するよう努める。
なお、厚生労働省災害対策本部を被災都道府県の施設に設置した場合であって、当該被災都道府県の管内の指定都市の被害状況等について迅速に把握する必要があるときは、必要に応じ、厚生労働省現地対策本部は、現地対策本部員を指定都市に派遣する。

第5 災害発生時における都道府県労働局の対応について

1 情報収集及び情報把握

- (1) 都道府県労働局総務部総務課の職員に、本省及び管内の労働基準監督署及び公共職業安定所との連絡調整を行う「連絡担当者」を置く。

- (2) 厚生労働省大臣官房地方課は、都道府県労働局に対し、管内の労働基準監督署及び公共職業安定所が行った労働相談の件数の集計方法を指示するとともに、当該指示に基づく集計の結果を厚生労働省関係部局及び幹部職員に情報提供する。
- (3) 都道府県労働局は、(2)の集計方法により、管内の労働基準監督署及び公共職業安定所が行った労働相談の件数を集計するとともに、集計した件数を、厚生労働省大臣官房地方課に報告する。

2 報道機関への対応

- (1) 都道府県労働局は、報道機関への対応に当たっては、厚生労働省関係部局と十分連携をとり、正確な情報を伝えるよう努めるとともに、大臣官房地方課に対して、当該対応に関する情報を提供する。
- (2) 厚生労働省大臣官房地方課は、災害発生後直ちに、都道府県労働局に対して、取材依頼等があった場合には大臣官房地方課へ相談するよう伝える。

3 都道府県労働局災害対策本部

都道府県労働局は、その管轄区域内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県労働局災害対策本部を設置する。

都道府県労働局災害対策本部の組織その他の必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課及び関係部局が定める。

4 都道府県労働局への指示

- (1) 厚生労働省大臣官房地方課は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、被災地を管轄する都道府県労働局に対し、情報を速やかに伝達し、情報収集、職員の派遣、安全衛生、労働力の確保その他災害応急工事等に対する対策のために必要な指示を総合的に行うとともに、職員や庁舎等の管理に係る個別具体的な指示を行う。
- (2) 厚生労働省労働基準局は、災害が発生した場合には、(1)の指示を踏まえ、被災地を管轄する都道府県労働局に対し、労働安全衛生の確保その他災害応急工事に対する対策のために必要な個別具体的な指示を行う。ただし、緊急に対処する必要がある場合には、厚生労働省大臣官房地方課が(1)の指示を行う前に必要な指示を行う。
- (3) 厚生労働省職業安定局は、災害が発生した場合には、(1)の指示を踏まえ、被災地を管轄する都道府県労働局に対し、労働力の確保その他災害応急工事に対する対策のために必要な個別具体的な指示を行う。ただし、緊急に対処する必要がある場合には、厚生労働省大臣官房地方課が(1)の指示を行う前に必要な指示を行う。

5 都道府県労働局の指示等

- (1) 都道府県労働局は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、管内の労働基準監督署及び公共職業安定所に対して、当該情報を迅速かつ的確に伝達すると

第2編 災害応急対策

第1章 総則

もに、防災上必要な指示を行う。

- (2) 労働基準監督署及び公共職業安定所は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、来訪者に対し、当該情報の内容を迅速かつ的確に伝達するとともに、来訪者を施設外に避難させる等所要の対策を講ずる。

6 情報等の報告(図10参照)

都道府県労働局は、適切な災害時応急対策を推進するため、避難の状況、災害応急対策の実施状況等を、状況等が変化した場合に直ちに、厚生労働省関係部局に報告する。

7 都道府県労働局における連絡体制の整備

都道府県労働局総務部総務課は、災害発生時における指示の伝達、情報収集等を迅速に行うための体制を整備する。

なお、体制の整備に際しては、夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制の整備、複数の連絡手段や連絡先の確保、電話その他の通常の通信手段の利用ができない場合の通信手段の確保、防災担当者その他の防災事務に従事する職員の集合場所の指定、本省関係部局並びに労働基準監督署及び公共職業安定所等の連絡責任者の指定等の措置を講ずる。

8 厚生労働本省における連絡体制の整備

- (1) 都道府県労働局との連絡調整窓口は、厚生労働省大臣官房厚生科学課の指示を受け、大臣官房地方課が行う。
- (2) 厚生労働省大臣官房地方課は、関係部局から都道府県労働局に対する災害対策に係る指示等について、指揮命令系統を整備する。
- (3) 厚生労働省大臣官房地方課は、大臣官房厚生科学課より、非常災害発生等の報告を受けた場合には、非常災害発生地を管轄する都道府県労働局に連絡する。
- (4) 厚生労働省大臣官房地方課は、都道府県労働局から現地状況の報告を受けた場合及び都道府県労働局に対する指示等を行った場合には、これを本省関係各部局へ伝達する。
- (5) 厚生労働省関係部局は、都道府県労働局から現地情報の報告等を受けた場合及び都道府県労働局に対する指示等を行った場合には、これを大臣官房地方課に伝達する。

9 都道府県労働局及び厚生労働省現地対策本部への救援物資の供給

- (1) 厚生労働省大臣官房地方課は、必要に応じ、被災地以外の地域を管轄する都道府県労働局に対して、被災地を管轄する都道府県労働局及び厚生労働省現地対策本部への救援物資の供給を行うよう指示する。
- (2) 被災地以外の地域を管轄する都道府県労働局は、(1)の救援物資の供給を行うに当たっては、被災地のニーズを十分に踏まえる。

第6 災害発生時における地方厚生(支)局の対応について

1 情報収集及び状況把握

- (1) 地方厚生(支)局総務課が中心となり、本省関係各部局からの指示を受け、地方公共団体、関係機関等を通じて情報収集する。
- (2) 地方厚生(支)局総務課は、本省関係各部局より職員派遣依頼の連絡があった場合には、都道府県防災担当課へ職員を派遣し、当該職員を「現地連絡担当者」として情報収集の窓口とする。
- (3) 現地連絡担当者は、地方厚生(支)局及び本省と都道府県防災担当課との連絡調整に当たる。
- (4) 現地連絡担当者は、被災都道府県・市町村からの情報に限らず、地元マスコミ等により得た情報を収集し、当該情報を地方厚生局及び本省に報告する。
- (5) 非常災害が発生した場合には、発災直後、本省より担当職員が被災地に赴くことになっているが、地方厚生(支)局より派遣された現地連絡担当者は、本省担当職員が到着した場合、それまでに収集した情報を引き継ぐとともに、以後、互いに協力し、情報収集に努める。
- (6) 現地連絡担当者が行う主な情報収集項目
 - a 被災市町村の被害状況
 - b 厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況
 - c 救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等が行う災害医療活動の状況及び同チームから収集した現地の状況
 - d その他、情報収集により得た重要な情報

2 報道機関への対応

- (1) 地方厚生(支)局は、報道機関への対応に当たっては、厚生労働省関係部局と十分連携をとり、正確な情報を伝えるよう努めるとともに、大臣官房地方課に対して、当該対応に関する情報を提供する。
- (2) 大臣官房地方課は、災害発生後直ちに、地方厚生(支)局に対して、取材依頼等があった場合には大臣官房地方課へ相談するよう伝える。

3 地方厚生(支)局における連絡体制の整備

- (1) 地方厚生(支)局総務課は、災害時における現地連絡担当者を平常時において地方厚生(支)局の職員の中からあらかじめ指定しておくとともに、現地連絡担当者から厚生労働本省連絡担当者及び地方厚生(支)局責任者への情報連絡ルートを確認しておく。
- (2) 地方厚生(支)局より厚生労働本省への情報連絡ルートについても、厚生労働本省連絡担当者を平常時において地方厚生(支)局の職員の中からあらかじめ指定しておくとともに、厚生労働省関係部局への情報連絡ルートを確認しておく。
- (3) 現地連絡担当者及び厚生労働本省連絡担当者は、厚生労働本省にあらかじめ登録し

第2編 災害応急対策

第1章 総則

ておき、変更等があった場合には変更登録等を行う。

- (4) 現地連絡担当者及び厚生労働本省連絡担当者は、厚生労働本省等が実施する災害関係の各種会議に積極的に出席し、平常時においても情報収集等に努める。

4 厚生労働本省における連絡体制の整備

- (1) 地方厚生(支)局との連絡調整窓口は、厚生労働省大臣官房厚生科学課の指示を受け、大臣官房地方課地方厚生局管理室が行うが、緊急時における地方厚生(支)局に対する必要な指示等については、厚生労働省関係各部局が直接行うことができる。

また、厚生労働本省内に厚生労働省災害対策本部が設置された場合にあっては、地方厚生(支)局との連絡調整は、同本部が行う。

- (2) 厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室は、地方厚生(支)局及び厚生労働省関係部局等より、非常災害発生等の報告を受けた場合には、大臣官房厚生科学課及び非常災害発生地を管轄する地方厚生(支)局の本省連絡担当者に連絡する。

- (3) 厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室は、地方厚生(支)局から現地状況の報告等を受けた場合及び地方厚生(支)局に対する指示等を行った場合には、これを厚生労働省大臣官房厚生科学課及び関係部局に伝達する。

- (4) 厚生労働省関係部局は、地方厚生(支)局から現地状況の報告等を受けた場合及び地方厚生(支)局に対する指示等を行った場合には、これを厚生労働省大臣官房厚生科学課及び大臣官房地方課地方厚生局管理室に伝達する。

5 厚生労働省現地対策本部への救援物資の供給

- (1) 厚生労働省大臣官房地方課は、必要に応じ、被災地以外の地域を管轄する地方厚生(支)局に対して、厚生労働省現地対策本部への救援物資の供給を行うよう指示する。
- (2) 被災地以外の地域を管轄する地方厚生(支)局は、(1)の救援物資の供給を行うに当たっては、被災地のニーズを十分に踏まえる。

第4節 非常災害の特性や時間の経過に応じた適切な災害応急対策の実施

- 1 非常災害が発生した場合の災害応急対策は、被災状況等を踏まえた迅速かつ適切な対策が、時間の経過とともに変化する状況に対応し、継続的に講じられるべきであることを踏まえ、厚生労働省災害対策本部及び厚生労働省関係部局は、下表を参考としつつ、発生した非常災害の特性に応じた適切な災害応急対策を講ずる。

(表)厚生労働行政に係る災害応急対策の重点事項

| 時点 | 重点事項 | 主な担当部局 |
|-------------|--------------------------|-----------|
| 発災後 24 時間以内 | (全般) ・ 厚生労働省災害対策本部の設置 | 大臣官房厚生科学課 |

| | | |
|--------------------|--|--|
| | <p>(保健医療・福祉等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣 ・ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)先遣隊の派遣 ・ 独立行政法人国立病院機構の初動医療班及び医療班の派遣 ・ 搬送先の確保の支援、医薬品等の確保の支援及び医薬品等の管理等のためのマンパワーの確保の支援 ・ 医療施設及び保健所の被災状況や活動状況等の把握 ・ 社会福祉施設等の被災状況や活動状況等の把握 ・ 被災都道府県・市町村の被災状況や保健衛生活動状況等の把握 ・ 医療施設、社会福祉施設等への水、食料その他生活必需品の供給 ・ 人工透析患者等緊急の対応を要する要配慮者の安否確認、支援 <p>(水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水車による飲料水・生活用水の供給や、水道施設の応急復旧のための広域的な支援の準備 <p>(遺体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柩及びドライアイス等の確保 <p>(労働災害及び原子力発電所等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害発生状況の把握 ・ 原子力発電所等の被害状況の確認 | <p>医政局</p> <p>医政局</p> <p>医政局</p> <p>医政局、医薬・生活衛生局</p> <p>医政局、健康局</p> <p>子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局</p> <p>健康局</p> <p>医政局、医薬・生活衛生局、施設所管各局</p> <p>健康局等</p> <p>医薬・生活衛生局</p> <p>医薬・生活衛生局</p> <p>労働基準局安全衛生部</p> <p>労働基準局安全衛生部</p> |
| <p>発災後 72 時間以内</p> | <p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省現地対策本部の設置 ・ 他の都道府県等からの応援人員の確保、派遣調整 | <p>厚生労働省災害対策本部事務局</p> <p>関係部局</p> |

第2編 災害応急対策

第1章 総則

| | | |
|-----------------|---|--|
| | <p>(保健医療・福祉等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所救護センターの設置 ・ 救護所等への医薬品等の供給の支援 ・ 必要物品供給等の支援 ・ 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣調整 ・ 保健師等の巡回による被災者の健康管理 ・ 在宅寝たきり老人、障害児・者、遺児・孤児、難病患者等の要配慮者の発見、安否確認、支援 ・ 避難所への医薬品等の供給の支援及び日常生活援助物資の供給 ・ 保健師等の巡回等による避難所の衛生管理、食中毒対策 <p>(水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所、稼働医療施設等の防災拠点施設や福祉施設等に重点を置いた給水車等による飲料水供給 ・ 水道施設の応急復旧に着手 <p>(遺体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体搬送、火葬場の確保 <p>(ボランティア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア情報の収集・提供 | <p>医政局</p> <p>医政局</p> <p>健康局</p> <p>健康局</p> <p>医政局、健康局、医薬・生活衛生局、障害保健福祉部</p> <p>関係部局</p> <p>医政局</p> <p>健康局、医薬・生活衛生局</p> <p>医薬・生活衛生局</p> <p>医薬・生活衛生局</p> <p>社会・援護局</p> |
| <p>発災後1週間以内</p> | <p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設、社会福祉施設等の施設設備の被災状況の把握 ・ 現地で初期対応に従事した者の交代要員の派遣 <p>(保健医療・福祉等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣医療チーム(DMAT)から、他の保健医療活動チームへの切れ目のない業務の引継ぎを実施 ・ 被災者、被災児童の精神保健対策 | <p>関係部局</p> <p>関係部局</p> <p>医政局</p> <p>子ども家庭局、障害保健福祉部</p> |

| | | |
|----------|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者に対する組織的な応急保健福祉サービス供給体制の準備 ・ 必要に応じ予防接種等の実施 <p>(水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧した水道施設により逐次生活用水の供給を開始 | <p>関係部局</p> <p>健康局</p> <p>医薬・生活衛生局</p> |
| 発災後1週間以後 | <p>(保健医療)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の規模や被災状況に応じて、災害派遣精神医療チーム(DPAT)から、精神保健福祉センター等による地域の精神保健活動への切れ目のない引き継ぎを実施 | <p>医政局</p> |

- 2 厚生労働省関係部局は、火山災害発生時、災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、長期的な支援を行う。

第5節 非常災害時における広報活動

- 1 厚生労働省災害対策本部及び厚生労働省現地対策本部が設置された場合には、厚生労働省災害対策本部事務局は、速やかに記者発表を行う。
- 2 厚生労働省関係部局は所掌に係る事業及び施設等の被災状況及びそれに対して講じている施策等について、正確かつきめ細やかな情報提供(当該施策等の概要の情報提供を含む。)を積極的に行う。
- 3 厚生労働省関係部局は、必要に応じ、災害対策として講じた施策を取りまとめたちらし・ポスター等の簡潔な資料を作成し、被災都道府県・市町村に周知する。
- 4 厚生労働省大臣官房総務課広報室及び厚生科学課は、非常災害時には、当該非常災害に関する情報を掲載するページをホームページ上に開設する。
- 5 厚生労働省大臣官房総務課広報室は、災害に関し、逐次記者発表が行われるよう、厚生労働省関係部局との連絡調整等に留意する。
- 6 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)は、ホームページ等により、記者発表内容を提供する。

第2章 保健医療に係る対策

第1節 被災地の状況把握

非常災害時に迅速かつ的確な保健医療サービスを提供するためには、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、厚生労働省医政局その他の関係部局は、被災都道府県・市町村、独立行政法人国立病院機構、関係省庁、民間医療施設、医薬品等関係団体等（以下この節において「関係団体等」という。）から、広域災害・救急医療情報システム等の情報共有に関するシステムを活用すること等により、以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 被災地の衛生行政機能の被害状況
- (2) 施設・設備の被害状況
- (3) 診療（施設）機能の稼働状況
- (4) 職員の被災状況、稼働状況
- (5) 医薬品等及び医療用資器材の需給状況
- (6) 施設への交通状況 等

第2節 被災都道府県における保健医療活動の総合調整の実施

1 都道府県及び保健所は、大規模災害が発生した場合には、「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成29年7月5日付け科発0705第3号、医政発0705第4号、健発0705第6号、薬生発0705第1号、障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「災害医療コーディネーター活動要領及び災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成31年2月8日付け医政地発0208第2号）に基づき、市町村と連携して、以下の措置を講ずるよう努める。

- (1) 都道府県災害対策本部の下に、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下この項において「保健医療調整本部」という。）を設置すること。
- (2) 保健医療調整本部及び保健所において、被災都道府県における災害対策に係る保健医療活動の総合調整として、救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・保健師等（以下この項において「保健医療活動チーム」という。）の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携（保健医療活動チームに対する避難所等での保健医療活動の記録等のための統一的な様式の提示を含む。）並びに保健医療活動に係る情報の整理及び分析を行うこと。
- (3) 保健医療調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、保健医療調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めること。
- (4) 保健医療調整本部に都道府県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置し、助言及び支援を受けて保健医療活動の総合調整を行う。

2 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局及び社会・援護局障害保健福祉部は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第3節 被災地における指揮調整機能の維持

第1 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣

- 1 被災都道府県は、災害が発生し、保健医療調整本部が設置され、被災都道府県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、被災都道府県内の保健所、保健所設置市又は特別区の相互支援では保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援を要請する。
- 2 被災都道府県は、地方公共団体間の相互応援協定等に基づき他の都道府県等へ災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援要請を行うことができるが、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省健康局に対して応援派遣に関する調整の依頼を行う。
- 3 厚生労働省健康局は、被災都道府県から災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣に関する調整の依頼を受け、被災都道府県以外の都道府県及び指定都市に対してDHEATの応援派遣の可否に関する照会を行う等、必要な調整を行う。

第2 災害時健康危機管理チーム(DHEAT)の活動

- 1 被災都道府県等に応援派遣された災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)は、被災都道府県等が行う医療対策、保健衛生対策及び生活環境衛生対策等の災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援する。

第4節 保健医療活動従事者の確保

第1 救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣

- 1 被災都道府県は、広域災害・救急医療に関する情報システムを活用すること等により、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数を迅速に把握するよう努める。
- 2 都道府県及び厚生労働省医政局は、自然災害又は人為災害で、被災地外からの医療の支援が必要な可能性がある場合、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)等の待機を要請する。
- 3 被災都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害が発生した場合には、都道府県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン等の助言を参考にし、非被災都道府県に対し、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣及びドクターヘリの運用を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省医政局に対して要請を行う。
- 4 厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部等は、当該都道府県外からの医療の支援

第2編 災害応急対策
第2章 保健医療に係る対策

が必要な規模の災害により被災都道府県自らが当該調整を行い得ない場合、必要な支援を行う。

- 5 厚生労働省医政局等は、被災した地域の被災者の医療対策のために必要があると認めるとき及び被災都道府県より要請があったときは、災害拠点病院等に対し、救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣及びドクターヘリの運用を要請する。
- 6 厚生労働省医政局は、被災地の被害状況の把握や災害応急対策に関して、災害派遣医療チーム(DMAT)との緊密な連携を行うため、必要に応じ、災害派遣医療チーム(DMAT)事務局に災害対策に関する知識を有する職員を派遣する。
- 7 厚生労働省医政局は、被災地の被害状況の把握や災害応急対策に関して災害派遣精神医療チーム(DPAT)との緊密な連携を行うため、必要に応じ、災害派遣精神医療チーム(DPAT)事務局に災害対策に関する知識を有する職員を派遣する。
- 8 厚生労働省労働基準局は、被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構に対し、労災病院等の医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。
また、初期災害医療においては、医療活動に従事する者による自律的な活動が必要であることから、労災病院等は状況等を勘案し、自らの判断に基づき、医師その他の職員の派遣等必要な措置を講ずる。
- 9 厚生労働省医政局は、被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、独立行政法人国立病院機構に対し、所管病院の医師その他の職員の派遣等必要な措置を講ずるよう要請する。

第2 救急患者及び医療活動従事者の搬送体制の確保

- 1 厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生(支)局、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構又は被災都道府県・市町村は、防災基本計画第2編第2章第4節2(2)等に規定するところにより救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)等の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請する。
- 2 厚生労働省医政局、厚生労働省現地対策本部、厚生労働省地方厚生(支)局、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構又は被災都道府県・市町村は、防災基本計画第2編第2章第4節2(4)等に規定するところにより広域後方医療施設等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係省庁に要請する。

第3 被災地外の医療活動

厚生労働省医政局及び社会・援護局は、防災基本計画第2編第2章第4節2(3)に規定するところにより、被災都道府県からの要請に基づき、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機

構、独立行政法人地域医療機能推進機構等の医療施設に対して、広域的な後方医療活動の実施を要請する。

第5節 被災地における保健医療の確保

第1 医療施設への電気、ガス、水道の確保

- 1 被災都道府県は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- 2 被災都道府県は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。
- 3 厚生労働省医政局は、前2項の措置に関し、必要に応じ、関係省庁との調整等必要な支援を行う。
- 4 厚生労働省医薬・生活衛生局は、必要に応じ、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

第2 救護所及び避難所救護センターの設置

- 1 被災都道府県・市町村は、被災状況等を勘案し、適時適切な場所に救護所を設置し、運営する。
- 2 被災都道府県・市町村は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、以下の点に留意し、避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）の設置運営を行う。
 - (1) 設置に当たっては、被災地における医療施設の稼働状況や復旧状況を勘案すること。
 - (2) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせて、適時適切な対応を行うこと。
 - (3) 必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行うこと。
- 3 厚生労働省医政局又は厚生労働省現地対策本部は、被災都道府県・市町村による救護所及び避難所救護センターの設置運営について、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。

第3 医療機器の修理及び交換

- 1 被災都道府県は、必要に応じ、被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等の支援を行う。
- 2 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、医療機器の修理・交換について、必要に応じ、被災都道府県に対し、助言及びその他の支援を行う。

- 3 厚生労働省医政局は、緊急輸送関係省庁と調整を行い、輸送ルートを確認し、医療機器の修理及び交換が可能となるよう支援する。

第6節 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等による健康管理

第1 健康管理に必要な情報の収集・共有化

- 1 被災都道府県・市町村は、避難所等の被災者の健康管理を適切に実施するため、速やかに避難所等の衛生状態など健康管理活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康局に報告するとともに、関係者間で共有する。なお、被災市町村がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、被災都道府県が保健所等と連携して実施する。
- 2 厚生労働省健康局は、被災都道府県・市町村からの要請に基づき、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村から被災都道府県・市町村への公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣に関する調整を行うとともに、適切な健康管理のための必要な助言及びその他の支援を行う。
- 3 厚生労働省健康局は、公益社団法人日本栄養士会等と連携し、被災都道府県・市町村に対し、避難所等における適切な食事の提供及び栄養管理に関して必要な助言及びその他の支援を行う。
- 4 厚生労働省健康局は、必要に応じ、被災都道府県、保健所設置市、特別区等に対し、肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）や熱中症の予防方法を周知する。

第2 被災者への健康管理活動

- 1 被災都道府県・市町村は、以下により、被災者の健康管理を行う。
 - (1) 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。
 - (2) 保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行うこと。
 - (3) 保健所等において、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村から被災都道府県・市町村に派遣されて支援に当たる救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行うこと。
 - (4) 被害状況等を踏まえ、保健所等において、(2)及び(3)を行うことが困難であると判断される場合には、当該保健所等を支援するため、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等を当該保健所等に応援・派遣すること。
 - (5) 健康管理に関する業務を担当している部局は、食料調達に関する業務を担当している部局と連携しつつ、管理栄養士等により、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めること。
 - (6) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被

災者の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者の健康管理のための実施計画の策定等により、計画的な対応を行うこと。

- (7) 避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児並びに被災した子どもたちに対する心身の健康管理の支援の留意点について、被災地で専門的な支援に当たる保健師、助産師、看護師等に対して周知すること。
 - (8) 医療機関から、支援が必要な妊産婦についての情報提供を受けた場合には、当該妊産婦に対し、妊産婦が利用できる施設や車中泊を行うことに伴う健康上の危険性について情報提供を行うこと。
- 2 被災者の避難先である市町村は、当該被災者から申出があった場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、当該被災者の罹災状況等を勘案し、母子健康手帳の交付、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスが適切に提供されるよう配慮する。

第3 公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣受入

- 1 被災都道府県・市町村は、被災者の健康管理に際し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17、災害対策基本法第30条第2項及び第74条の規定等により、その他の都道府県・市町村に公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣を要請する。
- 2 被災都道府県・市町村は、被災者の健康管理に際し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる第2第1項への対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣に関する調整を要請する。
- 3 厚生労働省健康局は、被災都道府県からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援・派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者の健康管理に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。ただし、緊急を要する場合は、被災都道府県からの要請を待たずに被災都道府県以外の都道府県に対し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援、派遣等を求めた上で、被災都道府県に対し、その旨を通知する。

第7節 医薬品等の供給

第1 被災地の状況把握(図2参照)

- 1 被災都道府県は、被災地内の医薬品等卸協同組合、日本赤十字社等を通じ、医薬品等の在庫及び需給状況を把握する。
- 2 厚生労働省医政局、健康局及び医薬・生活衛生局は、必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、被災都道府県、医薬品等関係団体、日本赤十字社等から医薬品等の需給状況についての情報収集を行う。

第2 医薬品等の確保及び供給(図3及び図4参照)

- 1 被災都道府県は、災害用の備蓄医薬品等の活用や医薬品等卸協同組合、日本赤十字社等への協力要請等により、必要な医薬品等の供給を確保するとともに、被災地内で医薬品等の不足を生じることが予想される場合には、速やかに厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局に報告する。
また、被災地内の交通が混乱しているような場合には、自転車、自動二輪車を含めた搬送手段を確保する。
- 2 厚生労働省医政局は、被災地で医薬品等(輸血用血液製剤及びガスエソウマ抗毒素を除く。)の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、医薬品等関係団体等に医薬品等の供給について協力を要請する。
また、被災地内の医薬品等の供給に当たっては、医薬品等集積所等に対する仕分け・管理を容易にするため、種類別の梱包の実施等の工夫を行うよう要請する。
- 3 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災地で輸血用血液製剤の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、日本赤十字社に輸血用血液製剤の供給について協力を要請するとともに、当該供給を支援する。
- 4 厚生労働省健康局は、被災地内でガスエソウマ抗毒素の不足を生じることが予想され、広域的な対応が必要と判断した場合には、国家買上げ分を供出する。
- 5 厚生労働省医政局は、緊急輸送関係省庁と調整を行い、輸送ルートを確保し、医薬品等関係団体による被災地への医薬品等(輸血用血液製剤を除く。)の供給を支援する。

第3 医薬品等の仕分け及び管理

- 1 被災都道府県は、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導等の実施について、都道府県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。なお、薬局等が再開した場合には、当該薬局等における医薬品等の供給に関する状況を考慮して、被災都道府県による供給を段階的に限定し、通常の医薬品供給体制に速やかに移行できるように努める。
- 2 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災地内での医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導等の実施について、広域的な対応が必要と判断した場合には、公益社団法人日本薬剤師会等に要請する。

第8節 医療に関する外国からの支援

厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、医療に関する外国からの支援に関し、発災後

可能な限り早期に次の考え方に基づく援助の要否に関する方針を明確にする。

厚生労働省災害対策本部等は、防災基本計画第2編第2章第11節第3項に規定するところにより、政府の非常本部等を通じ、その受入れの可否を関係国に連絡する。

- (1) 医療スタッフについては、被災者との日本語による意思疎通が困難である等の問題があるため、国内の他の地域からの派遣により対応することを基本とするが、災害の規模が著しく大規模である場合、治療について外国にしかない特殊な知見を必要とする場合等には、必要に応じ、自己完結的に活動できる外国からの医療スタッフを受け入れるものとする。
- (2) 医薬品等については、日本語による表示等の問題があるため国内で確保できるものは国内で確保することを基本とするが、外国にしかない医薬品等を使用する必要がある場合等には、国内に受け入れるものとする。

第9節 防疫対策

1 被災都道府県・市町村は、「災害防疫実施要綱」(昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知)により策定された防疫計画に基づき、以下の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。

- (1) 被災都道府県は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に備え、管内市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を努めること。
- (2) 夏場に災害が発生した場合や大雨や台風による河川の増水により洪水の発生が想定される場合には、衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足することも想定されるため、被災都道府県は、近隣都道府県に対する応援要請を検討し、必要に応じ、速やかな応援要請を行うこと。
- (3) 冬場に災害が発生した場合には、インフルエンザが避難所において流行することが考えられるため、被災都道府県は、手洗いの励行、マスクの活用とともに、十分な睡眠の確保、清潔維持などを心がけることについて、被災者に対して注意喚起を行うこと。
- (4) 避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化すること。

また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努めること。

- (5) 被災都道府県・市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会等と連携し、被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村に対して、感染対策チーム(ICT)の派遣を迅速に要請すること。
- (6) 被災都道府県・市町村は、保健医療に係る災害応急対策を実施している本部等に、感染症に関する十分な知見を有する医師等を常駐させるよう努めること。
- (7) 被災都道府県・市町村は、迅速に、避難所における衛生状態、防疫対策の実施状態等を把握し、保健医療に係る災害応急対策を実施している本部等に情報を集約させるよう努めること。

2 厚生労働省健康局は、被災都道府県・市町村が実施する災害防疫活動を支援するため、

第2編 災害応急対策
第2章 保健医療に係る対策

被災都道府県・市町村に対して、防疫に関する十分な知識を有する職員を派遣する等、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第10節 個別疾患対策

第1 人工透析(図5参照)

1 人工透析については、慢性腎障害患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要であり、また、透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。

(1) 窓口担当者の設置

被災都道府県は、災害時の透析医療確保に係る窓口担当者を設置し、透析医療機関、公益社団法人日本透析医会等の関係団体及び厚生労働省との人工透析の供給体制の確保に向けた情報の連携を行う。

(2) 情報収集及び連絡

公益社団法人日本透析医会が、被災都道府県に伝達する被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報等に基づき、被災都道府県・市町村は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、受療の確保を図ること。

(3) 水及び医薬品等の確保

被災都道府県は、公益社団法人日本透析医会が提供する透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずること。

2 厚生労働省健康局、医政局及び医薬・生活衛生局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第2 難病等(図6参照)

1 難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等(例:ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品)の確保が必要であることから、次の方法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

(1) 情報収集及び連絡

① 被災都道府県・市町村は、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報紙、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等への確かな情報を提供し、受療の確保を図ること。

② 厚生労働省健康局は、難治性疾患政策研究班員を通じて把握した被災地及び近隣における難病患者等の受療状況、主な医療機関の稼働状況及び療養上必要な情報について、被災都道府県へ提供すること。

(2) 医薬品等の確保

被災都道府県は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずること。

- 2 厚生労働省医政局、健康局及び医薬・生活衛生局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第3 アレルギー疾患

厚生労働省健康局は、被災都道府県・市町村に対し、アレルギー疾患を有する者の支援に関する留意事項について情報提供するとともに、避難所で生活する被災者の食物アレルギー等による深刻な事故を防止するため、避難所においてアナフィラキシーが発生した場合の迅速な対応に関する方法について注意喚起を行う。

第11節 公費負担医療に係る対応

厚生労働省公費負担医療関係部局は、公費負担医療制度対象者の医療を確保する観点から、患者票等を現に所持していない場合等における公費負担医療事務の円滑な実施について、被災都道府県・市町村等に対し、必要な助言等を行う。

第3章 福祉に係る対策

第1節 市町村福祉部局の体制(図7参照)

- 1 非常災害の発生に際しては、発災直後の遺体の取扱い、被災市町村の福祉関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における衛生部局と連携をとった福祉サービス等の実施等、非常災害の発生により新たに発生する業務を含め、膨大な種類と量の業務が発生することから、被災市町村においては、災害の規模及び被災市町村における行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。
 - (1) 障害児・者及び高齢者に対する福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。
 - (2) 近隣市町村福祉部局と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請すること。
 - (3) 応急仮設住宅における福祉サービス等の実施等、災害発生後一定の期間経過後に開始されるべき業務が数多く存在することから、時間の経過とともに変化する被災者のニーズに対応した組織と人員の投入に留意しつつ、必要な対策を講ずること。
- 2 被災都道府県及び厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他の関係部局は、被災市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

第2節 災害時要配慮者に係る対策

- 1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに災害時要配慮者となる者が発生することから、これら災害時要配慮者に対し、時間の経過とともに変化する被災者のニーズに応じて、的確なサービスの確保が

第2編 災害応急対策

第3章 福祉に係る対策

重要であることに鑑み、被災市町村は、以下の点に留意しながら、災害時要配慮者対策を実施する。

- (1) 在宅福祉サービス等の利用者、一人暮らし高齢者、障害者、難病患者等の名簿を利用する等により、居宅や避難所に所在する災害時要配慮者の迅速な発見に努めること。
 - (2) 災害時要配慮者を発見した場合には、当該災害時要配慮者の同意を得て、必要に応じ、厚生労働省関係部局と連携して以下の措置を講ずること。
 - ① 避難所(福祉避難所を含む)へ移動すること。
 - ② 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ③ 在宅又は避難所において、福祉サービス等の提供が必要な場合には、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りつつ、必要なサービスを確保すること。
- 2 被災都道府県及び厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他の関係部局は、被災市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

第3節 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、当該施設における福祉サービス等の適切な提供に支障のない範囲で支援の必要性の高い被災者の受入れに努める。
- 3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、都道府県・市町村等に支援を要請する。
- 4 被災都道府県・市町村は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請すること。
 - (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
 - (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。
- 5 被災都道府県及び厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他の関係部局は、関係省庁と連携し、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、各種制度の運用の弾力化に関する助言を行うことを含め、前各項の対策について、被災都道府県等の支援を行う。

第4節 障害者及び高齢者に係る対策

- 1 被災都道府県は、避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、高齢者、障害者等の災害時要配慮者の所在の把握に努め、必要な福祉サービス等が受けられるための連絡調整等を行うとともに、必要に応じ、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所など必要な措

置を講ずる。

- 2 被災都道府県・市町村は、避難所や在宅における一般の災害時要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障害者及び高齢者に係る対策を実施する。
 - (1) 被災した障害者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
 - (2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
 - (3) 避難所等において、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備すること。
 - (4) 被災した障害者及び高齢者の生活確保に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
 - (5) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。
 - (6) 避難所や在宅における障害者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、必要に応じて、公的宿泊施設、ホテル等を避難所として借り上げて活用を図るほか、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。
- 3 厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局及び医政局は、前項に掲げる措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請、関係団体との調整等必要な支援を行う。

第5節 児童に係る対策

第1 要保護児童の把握等

- 1 被災都道府県・市町村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。
 - (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、被災都道府県・市町村に対し、通報がなされる措置を講ずること。
 - (2) 住宅基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
 - (3) 被災都道府県・市町村福祉部局は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。
 - (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、里親への委託や児童養護施設への受入れ等の保護を行うこと。また、孤児、遺児については、被災都道府県・指定都市における母子父子寡婦福祉資金の貸付、

第2編 災害応急対策
第3章 福祉に係る対策

日本年金機構における遺族年金の早期支給手続を行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

- 2 厚生労働省子ども家庭局は、日本年金機構と連携を図りつつ、前項に掲げる措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請、関係団体への調整等必要な支援を行う。

第2 育児用品の確保

厚生労働省医政局、子ども家庭局は、哺乳びん、粉ミルク、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品の確保のため、関係省庁及び省内関係部局との連携の下に関係団体及び関係業界に対し、供出を要請する。

第3 児童のメンタルヘルスの確保

- 1 被災都道府県・市町村は、被災児童の精神不安定に対応するため、保健師による避難所の巡回等を通じ、避難所等における被災児童の心身の状況を把握する。
- 2 児童相談所等の関係機関は、相互に連携して、避難所等における被災児童の状況に応じた児童のメンタルヘルスカケアを行う。
- 3 災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、必要に応じ、避難所等における被災児童に対する精神科医療の提供及び被災都道府県・市町村等の精神保健活動に対する専門的支援を行う。
- 4 厚生労働省子ども家庭局及び社会・援護局障害保健福祉部は、被災都道府県・市町村が児童のメンタルヘルスカケアを実施する際、近隣地域の保健所、全国の児童相談所及び全国児童相談所長会への協力要請等に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第4 児童の保護等のための情報伝達

厚生労働省子ども家庭局、被災都道府県・市町村等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第6節 妊産婦に係る対応

被災都道府県・市町村は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による助産について、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とすることが可能であることを踏まえ、医療機関と調整の上、適切な対応を行う。

第7節 生活保護制度等に係る対策

厚生労働省社会・援護局は、必要に応じ、生活保護制度における保護の実施機関等に対して、生活保護の決定及び実施等に関する以下の留意事項等を周知する。

- 1 本来の居住地を一時的に離れて遠方に避難している場合の保護の実施責任の取扱い
- 2 生活保護の申請があった際の被災者の状況に十分配慮した対応
- 3 扶養義務者、知人宅等へ転入する場合であって、避難前の住居の賃貸借契約が継続している場合の住宅扶助の取扱い
- 4 被災地の自治体との連絡体制
- 5 避難所等における保護費支給事務
- 6 保護の実施機関の震災被害等により、一時的に保護費の支給が困難な場合における緊急小口資金の貸付の活用

第8節 ボランティア活動の支援

第1 ボランティア活動に関する情報提供

- 1 被災都道府県・市町村、社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会は、被災者の様々なニーズの把握に努めるとともに、近隣都道府県・市町村及び報道機関との連携並びにインターネットの活用等を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について、速やかに情報提供を行う。
- 2 厚生労働省社会・援護局は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な助言及びその他の支援を行う。

第2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

- 1 被災都道府県・市町村、社会福祉協議会、全国社会福祉協議会、日本赤十字社等は、速やかに現地本部及び救援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にししながら、以下により、ボランティアによる支援体制を確立する。
 - (1) 現地本部における対応
被災地の社会福祉協議会は、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供等を行うこと。
 - (2) 救援本部における対応
被災地周辺であって通信・交通アクセスが良い等適切な地域の社会福祉協議会等は、救援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、現地本部が活動に必要な物資の調達等を行い現地本部を支援すること。
 - (3) 被災都道府県・市町村における対応
被災都道府県・市町村は、現地本部及び救援本部の設置及び運営に当たって必要な助言及びその他の支援を行うとともに、社会福祉協議会等と定期的に会議を行うこと等を通じて、ボランティア活動の実施状況の把握に努めること。

第2編 災害応急対策

第4章 生活衛生に係る対策

- 厚生労働省社会・援護局は、全国社会福祉協議会、日本赤十字社等関係団体と必要な調整を行う。

第4章 生活衛生に係る対策

第1節 遺体の火葬等(図8参照)

第1 広域的な火葬に関する計画の実施への支援

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、遺体の搬送及び火葬の支援について、必要に応じ、被災地の近隣都道府県に対し、被災都道府県への協力を要請する。また、大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ、関係省庁に対し協力要請する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等実態に応じた事務処理を行うよう、市町村及び関係機関に周知する。
- 被災都道府県は、あらかじめ整備された広域的な火葬に関する計画に基づき、被災市町村と連携して、広域的な火葬の実施を支援する。
- 被災都道府県等は、多数の遺体の搬送を円滑に行うため、葬祭業者との連携による霊柩車等の確保、関係省庁等の協力によるヘリコプターの活用等の措置を講ずる。
- 被災都道府県等は、遺体の保存及び円滑な火葬の実施のため、民間事業者の協力のもと十分な量のドライアイス、柩、骨壺等を確保する。
- 被災地の近隣都道府県は、被災都道府県の広域的な火葬に関する計画の実施に協力する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災都道府県等の協力を得て、死亡者数、火葬場の被災状況、火葬場の利用状況その他の広域的な火葬に必要な最新の情報を収集する。

第2 火葬相談窓口の設置

被災市町村等は、速やかな火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な火葬の実施を支援する。

第3 埋葬及び火葬の手続の特例

厚生労働省医薬・生活衛生局は、災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められる場合は、埋葬及び火葬の手続の特例を定める。

第2節 飲料水の確保(図9参照)

第1 被災地の状況把握

- 1 厚生労働省医薬・生活衛生局は、発災直後から、都道府県を通じて、水道施設の被害状況、断水状況等について定期的に情報収集を行う。
- 2 厚生労働省医薬・生活衛生局は、前項の情報収集について、被害状況等を踏まえ、必要に応じ、被災水道事業者等を通じて情報収集を行う。

第2 応急給水及び応急復旧

- 1 被災水道事業者等は、地域防災計画、あらかじめ定めた行動指針及び危機管理対策マニュアルに基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。
- 2 被災水道事業者等は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、都道府県又は関係団体を通じて、他の水道事業者等に支援を要請する。
- 3 被災都道府県は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、都道府県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。
- 4 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災都道府県からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、都道府県又は関係団体を通じて、全国の水道事業者等に対して応急給水及び応急復旧の実施に係る支援を要請する。
- 5 厚生労働省医薬・生活衛生局は、防災基本計画第2編第3章第2節第1項等の規定に基づく水道施設の復旧に係る作業許可手続の簡素化について、必要に応じ、関係省庁に要請する。
- 6 被災水道事業者等は非常災害時、厚生労働省医薬・生活衛生局及び被災都道府県・市町村と連携し、家屋等の損壊状況、電気・ガス等の他のライフラインの応急復旧の状況等を踏まえ、速やかに家屋等損壊地域を除いた応急復旧を実施すべき地域を確定する。

第3 被災者への情報伝達

- 1 厚生労働省医薬・生活衛生局、都道府県及び水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、水道施設の被害状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての的確な情報提供を行う。

第2編 災害応急対策

第4章 生活衛生に係る対策

- 2 水道事業者等は、ホームページ等に断水状況を公開する場合は、当該断水状況に私有地内の水道管の破損等が原因と考えられる断水が含まれていないことを記載するよう努める。
- 3 水道事業者等は、大規模な断水が発生した場合、ホームページ等を活用し、私有地の水道管が破損した場合の対応方法や修繕の連絡先等の情報を被災地の住民に、速やかに周知するよう努める。

第3節 食品衛生の確保等

第1 食中毒の未然防止

- 1 被災都道府県、保健所設置市及び特別区(以下この節において「被災都道府県等」という。)は、食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保の状況を監視させ、必要に応じ指導を行わせる。
- 2 被災都道府県等は、食品衛生監視員を避難所等に派遣し、食品の衛生的取扱い、加熱調理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について必要に応じ指導を行わせる。
- 3 被災都道府県等は、食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水等の点で衛生上著しく劣る場合には、改善を指導する。
- 4 被災地の食品衛生協会は、被災都道府県等と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等、食品の衛生的取扱いについて相談に応じ、指導を行う。
- 5 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災都道府県等との連絡体制を確保し、必要に応じ、被災都道府県等に対し避難者及び食品を取り扱う事業者等の衛生確保のための指導・助言を行うよう要請するとともに、近隣都道府県等に対し被災都道府県の衛生確保のための支援を行うよう要請する等必要な助言及びその他の支援を行う。

第2 食中毒発生時の役割分担

- 1 食中毒患者が発生した場合、被災都道府県等は、食品衛生監視員に所要の検査等を行わせるとともに、食中毒の原因食品、原因施設を調査して、被害の拡大防止に努める。
- 2 被災都道府県等は、食中毒被害が拡大する懸念のある場合については、厚生労働省医薬・生活衛生局に報告する。
- 3 厚生労働省医薬・生活衛生局は、食中毒の被害が甚大で、被災都道府県等のみでの処理が困難であると認められる場合には、被災都道府県等の要請に基づき、近隣都道府県等に支援要請を行う等被害拡大防止のための必要な助言及びその他の支援を行う。

第3 その他

厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災地の状況等を踏まえ、必要に応じ、生活衛生関係サービスに関して、避難所における訪問理容・美容の取扱いについて被災都道府県等へ必要な助言及びその他の支援を行うとともに、被災都道府県等の要請等に基づく訪問理容・美容や入浴の提供、災害時要配慮者の受入れ等について、関係団体へ協力を要請する。

第5章 毒物劇物に係る対策

第1節 災害情報の収集・連絡

第1 毒物劇物事故情報等の連絡

- 1 被災した毒物劇物営業者等は、毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、被災都道府県に連絡し、当該連絡を受けた被災都道府県は、厚生労働省医薬・生活衛生局に連絡する。
- 2 厚生労働省は、毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、事故情報等を内閣情報集約センター(内閣情報調査室)、関係省庁(国土交通省、消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁、環境省等)、関係都道府県に連絡するとともに、「危険物災害時における非常災害対策本部の設置等について(毒物又は劇物に係る災害が発生した場合)」(平成17年3月7日関係省庁申合せ)に基づき、非常災害対策本部の設置、運営等を行う。
- 3 厚生労働省医薬・生活衛生局は、事故情報等の連絡の際には、当該毒物劇物の特性、取扱上の注意事項等応急対策の実施に当たり必要な情報等を連絡する。
- 4 都道府県は、厚生労働省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等に連絡する。

第2 毒物劇物事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- 1 被災都道府県は、必要に応じ市町村等の協力を得つつ、人的被害の発生状況等の情報を収集するとともに、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物営業者等からの届出、従前実施していた立入検査結果又は被災した毒物劇物営業者等に対する問い合わせ等により情報を収集することにより、被害規模に関する概括的な情報を把握し、厚生労働省医薬・生活衛生局に連絡する。
- 2 厚生労働省は、被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに内閣情報集約センター(内閣情報調査室)及び関係機関に連絡する。
- 3 社会的影響が大きい大規模な毒物劇物災害が発生した場合には、厚生労働省は被害の第1次情報を速やかに内閣情報集約センター(内閣情報調査室)に連絡する。

第3 毒物劇物事故一般被害情報等の収集・連絡

第2編 災害応急対策

第6章 労働災害防止に係る対策

- 1 被災都道府県は、必要に応じ市町村等の協力を得つつ、被害の情報を収集するとともに、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物業者等からの届出、従前実施していた立入検査結果又は被災した毒物劇物業者に対する問い合わせ等により情報を収集することにより、被害状況に関する情報を把握し、厚生労働省医薬・生活衛生局に連絡する。
- 2 厚生労働省は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。
- 3 厚生労働省は、収集した被害情報を共有するために、関係省庁に連絡する。

第4 毒物劇物事故応急対策活動情報の連絡

- 1 被災都道府県は、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物業者等からの届出又は立入検査等により収集した毒物劇物業者等の応急対策の活動状況、対策本部設置状況等の情報を厚生労働省医薬・生活衛生局に連絡する。
- 2 被災都道府県は、必要に応じ市町村等の協力を得つつ、厚生労働省又は毒物又は劇物に係る政府の非常災害対策本部の設置後は当該本部に、応急対策の活動状況、毒物又は劇物に係る都道府県の非常災害対策本部設置状況等を随時連絡する。
- 3 厚生労働省は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

第2節 災害の拡大防止活動

- 1 被災都道府県は、必要に応じ市町村等の協力を得つつ、毒物劇物災害時に毒物劇物の流出・拡散の防止、流出した毒物劇物の除去、住民等の避難など適切な応急対策を講ずる。
- 2 被災都道府県は、毒物及び劇物取締法の規定に基づき、毒物劇物業者等に対し、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずるよう指導する。
- 3 厚生労働省医薬・生活衛生局は、前2項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第6章 労働災害防止に係る対策

第1節 原子力施設に係る情報の収集

管内に原子力施設を有する労働基準監督署は、災害の発生に際し、当該原子力施設に危険が及ぶおそれがあるときは、迅速に原子力施設の被害状況等を確認し、当該情報を厚生労働省労働基準局安全衛生部に情報提供する。

第2節 二次災害の防止

被災地を管轄する労働基準監督署は、二次災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、労働者に急迫し、かつ重大な危険があると把握した事案における対応（危険な化学設備等の使用の停止、危険・有害物の漏えい防止等の保安措置や原子力施設における放射線障害防止対策、労働者の退避その他の応急措置など）について、必要な監督指導を行うこと等により、被害の拡大を防止するよう努める。

第7章 社会保険に係る対策

第1節 緊急業務処理体制の整備

- 1 厚生労働省保険局及び年金局は、社会保険業務の速やかな復旧のため、関係機関と連携して庁舎及び職員の確保を図る等の緊急業務処理体制を整備する。
- 2 厚生労働省保険局及び老健局は、被災都道府県・市町村及び関係機関との十分な連携を図り、被保険者証を紛失した等により、被災者が被保険者証を提示できない場合における保険医療機関、保険薬局及び介護サービス事業所の利用等について、周知に努める。
- 3 厚生労働省年金局は、関係機関（日本年金機構、企業年金連合会、国民年金基金連合会等）との十分な連携を図り、支払通知書等を紛失した場合の年金受給方法等円滑な社会保険業務の実施に努める。
- 4 厚生労働省保険局は、被災都道府県・市町村とともに、健康保険組合等の保険者、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会と十分な連携を図り、円滑な審査・支払体制の確保に努める。
- 5 厚生労働省老健局は、被災都道府県とともに、市町村（保険者）、国民健康保険団体連合会と十分な連携を図り、円滑な審査・支払体制の確保に努める。

第2節 行政サービスの確保

厚生労働省保険局、老健局及び年金局は、被災地の被保険者及び年金受給者等に対して、できる限りの行政サービスを確保するため、災害復旧対策として次に掲げる事項について、必要に応じて、弾力的かつ機動的な対応を行う。

厚生労働省保険局、老健局及び年金局は、国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、厚生年金保険、国民年金、厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金について、同様の措置を採ることができるよう、被災都道府県・市町村、全国健康保険協会、健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険組合、地方厚生（支）局、審査支払機関、日本年金機構、企業年金連合会及び国民年金基金連合会に対し、助言等を行う。また、健康保険等の保険料の減免について、立法措置が行われる場合は、厚生労働省保険局、老健局及び年金局は連携して速やかに運用方針を定める。

1 医療保険関係

- (1) 厚生労働省保険局は、医療保険における被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか必要に応じ、被保険者証の提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払に係る特例措置、診療報酬の算定要件の特例措置、診療報酬の概算による請求、請求日の期限延長及び被災区域等における保険医療機関及び保険薬局の指定等に係る有効期間の延長、特定健康診査等の受診機会の確保、療養の給付費等の書面による請求等について、地方厚生(支)局、審査支払機関及び全国健康保険協会等の保険者との十分な連携を図り、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。
- (2) 厚生労働省保険局は、国民健康保険・後期高齢者医療制度において、特別な理由がある被保険者に対し、保険者等の判断により、保険料の徴収猶予、納期限の延長及び減免を行うことができること等を、保険者等に対して、速やかに周知する。また、健康保険において、被災した事業所の状況に応じて保険料の納期限の延長に努めるよう、保険者に対して、速やかに周知する。

2 介護保険関係

- (1) 厚生労働省老健局は、介護保険における被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか必要に応じ、介護報酬上の特例措置、介護報酬の概算請求、請求日の期限延長、要介護認定等有効期間の特例措置、被保険者証の提示の手続きの簡素化、利用者負担金等の支払に係る特例措置等について、被災都道府県とともに、市町村(保険者)との十分な連携を図り、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。
- (2) 第一号保険料について、特別な理由がある被保険者に対し、保険者の判断により、保険料の徴収猶予及び減免を行うことができること等を、速やかに周知する。

3 年金関係

- (1) 厚生労働省年金局は、公的年金制度において、財産について一定の損害を受けた者は、申請により、国民年金保険料の全額又は一部免除を受けることができること、厚生年金保険料等の納付の猶予を受けることができること等を、速やかに周知する。また、被害状況等を踏まえ、厚生年金保険料等の納付を行うことが困難であると認められる場合には、被災地に所在する企業等に係る厚生年金保険料等の納期限を延長する措置を迅速に実施する。さらに、災害の復旧・復興業務等の特別需要が発生したことにより報酬が一時的に変動した事業所において、特別需要を考慮した適正な標準報酬月額が算定できるよう標準報酬月額の算定方法に関する特例措置を講ずる。
- (2) 厚生労働省年金局は、現況届の提出期限の延長措置や関係機関(日本年金機構、ゆうちょ銀行及び金融機関)と調整を行う等、被災地の年金受給者が確実に年金を受給できるように努める。
- (3) 厚生労働省年金局は、厚生年金基金制度、国民年金基金制度及び確定拠出年金制度において、掛金の納期限の延長措置を講ずるほか、当該延長措置に関する企業等への周知、企業等に対して事務処理に係る指導を行うに当たっての配慮及び特定非常災害に

指定された災害の被災者に対する法令上の義務の免責を行うよう、地方厚生(支)局に要請する。

- (4) 国民年金基金連合会は、被害状況等を踏まえ、被災地に所在する企業等に係る個人型確定拠出年金の納期限を延長する措置を迅速に実施するとともに、当該措置について、企業等に対して周知する

4 その他

- (1) 各種届書の添付書類の簡素化を図るなど弾力的な運用に努める。
- (2) 災害による特例措置の実施等について、チラシ、ポスターの作成、政府広報の活用、フリーダイヤルを設置するなどにより、被災地の被保険者及び年金受給者に対し、的確な情報を提供する等サービスの向上を図る。

第8章 都道府県労働局等の被害状況の把握

第1節 都道府県労働局等の施設の被害状況の把握

厚生労働省大臣官房地方課は、都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所が被災したときは、国土交通省地方整備局等と連携して、施設(庁舎・宿舍)、電気、水道、ガス等の被害状況を把握する。

第2節 職業能力開発施設等の訓練生等の安否の把握

厚生労働省人材開発統括官は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び被災都道府県等と連携し、職業能力開発施設(公共職業能力開発施設及び認定訓練施設)等の被害状況及びその訓練生等の安否を迅速に確認する。

第9章 被災者の救護に係る対策

第1節 厚生労働省関係施設の提供

厚生労働省関係部局は、被災者の避難及び一時滞在のために必要があると認めるときは、厚生労働省関係施設を管理運営する団体に対し、管理運営上特段の支障のない限り、被災者に当該厚生労働省関係施設を利用させるために必要な措置等を講ずるよう要請する。

第3編 災害復旧・復興対策

第1章 被災施設等の復旧

第1節 医療施設の復旧

厚生労働省医政局及び被災都道府県等は、医療施設の被害状況の調査等を実施し、速やかな復旧に努める。なお、復旧に当たっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震、耐火性、不燃堅牢化について配慮する。

第2節 社会福祉施設等の復旧

厚生労働省社会・援護局その他の関係部局は、被災社会福祉施設等の災害復旧について、国庫補助、独立行政法人福祉医療機構の融資等による早期の復旧が図られるよう努める。

第3節 職業能力開発施設の復旧

厚生労働省人材開発統括官は、被災した職業能力開発施設の早期の復旧を図るため、必要に応じ、国庫補助率の嵩上げ等の措置を講ずる。

第4節 水道施設の復旧

- 1 水道事業者等は、再度の被災を防止するため、復旧に併せて耐震化を図る等、必要な改良復旧を計画的に行う。
- 2 厚生労働省医薬・生活衛生局は、必要に応じ、水道事業者等が行う復旧対策に対し、災害復旧費に係る制度の活用に関する説明会を開催する等の技術的、財政的支援に努める。

第5節 災害復旧費実地調査要領の要件緩和等

厚生労働省関係部局は、被災地の被害状況、自治体の要望等を踏まえ、必要に応じ、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」(昭和59年9月7日会発第737号)及び「厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領」(昭和59年7月22日蔵計2190号)に規定する災害復旧費実地調査に係る要件を緩和する等の措置を講ずる。

第6節 労働基準監督署及び公共職業安定所における窓口事務の維持等

厚生労働省大臣官房地方課は、労働基準監督署又は公共職業安定所が被災したときは、監督指導に関する事務、労働者災害補償保険又は雇用保険の給付に関する事務、職業紹介に関する事務、労働安全衛生法に基づく復旧に必要な特定機械等の検査の事務等の円滑な実施を確保するため、別に定めるところにより、重要書類の緊急持出し及びその適切な保管、庁舎又は宿舎の使用が不能となった場合の仮庁舎の設置又は臨時窓口の開設、職員の派遣、代替宿舎の確保等の必要な措置を講ずる。

第2章 災害復旧工事等に関する対策

1 労働力の確保

被災地を管轄する公共職業安定所は、災害復旧工事等が円滑かつ迅速に行われるようにするため、関係の公共職業安定所との連携を強化し、広域的な職業紹介の実施、雇用情報の提供等を通じて、必要な労働力の確保に努める。

2 災害復旧工事等における安全衛生対策

厚生労働省労働基準局安全衛生部並びに被災地を管轄する都道府県労働局及び労働基準監督署は、災害復旧工事等における労働災害防止や石綿ばく露による健康障害防止等の安全衛生対策を推進するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 厚生労働省労働基準局安全衛生部は、被害状況等を踏まえ、災害復旧工事等における労働災害防止対策や石綿ばく露防止対策の徹底について、建設業団体、地方自治体等への要請を行う。
- (2) 厚生労働省労働基準局安全衛生部は、作業現場で使用する防じんマスク等の保護具の供給状況に留意し、必要に応じ、不足品の調達等の調整を行う。
- (3) 厚生労働省労働基準局安全衛生部は、被災地の被害状況に応じて、環境省と連携し、倒壊家屋等の解体作業やがれき処理作業現場における石綿の気中濃度の測定を行う。
- (4) 被災地を管轄する都道府県労働局及び労働基準監督署は、作業現場及び事業場に対する安全衛生指導及び安全パトロールを実施する。

3 原子力施設における災害復旧作業等、除染作業に関する安全衛生対策

被災地を管轄する都道府県労働局及び労働基準監督署は、原子力施設から放射性物質等が異常な水準で放出される災害が発生した場合、当該原子力施設における災害復旧工事等や除染作業に従事する労働者の放射線障害の防止等の安全衛生対策を推進するため、作業現場に対する監督指導等を実施する。

4 その他安全衛生に関する実施事項

- (1) 都道府県労働局は、厚生労働省労働基準局安全衛生部の指示に基づき、労働安全衛生法に基づく特定機械等のうち、復旧に必要なものについて、その許認可の申請に対する審査、検査等に関する事務を円滑に行う。
- (2) 厚生労働省労働基準局安全衛生部は、災害復旧工事等の安全衛生の確保のために必要な事業を実施する。

第3章 被災者の生活再建等の支援

第1節 地域医療の確保

- 1 被災都道府県は、救護所等による医療から通常地域医療へ円滑な移行が図られるよう努める。

- 2 厚生労働省医政局その他の関係部局は、必要に応じ、被災都道府県が行う地域医療の確保施策に対して適切な支援を行う。

第2節 雇用及び労働条件の確保等

第1 臨時総合相談窓口の開設等

厚生労働省大臣官房地方課は、必要に応じて、関係都道府県労働局に対し、労働条件や雇用保険、雇用の維持のための支援策等について相談可能な臨時総合相談窓口の開設等について必要な指導を行うとともに、当該取組について積極的に広報を行う。

また、厚生労働省大臣官房地方課は、相談件数の統一的な把握のため、本省への報告様式を関係都道府県労働局に示し、関係都道府県労働局は当該様式に基づき大臣官房地方課に報告する。

第2 安易な解雇、雇止め等の防止

1 解雇、雇止め等に関する情報の一括管理

被災地を管轄する都道府県労働局は、当該労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所が把握した解雇、雇止め等に関する情報を一括して管理するとともに、当該情報を厚生労働省関係部局に対して、情報提供する。

2 企業等への啓発指導

被災地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、相互に連携し、被災した企業等に対して、法令等で定められた解雇、雇止め等に関する規定の遵守の徹底及び雇用調整助成金の利用等に関する啓発指導を行い、災害を理由とした安易な解雇、雇止め等を防止するよう努める。

第3 離職者の早期再就職等の促進

厚生労働省労働基準局及び職業安定局並びに被災地を管轄する都道府県労働局及び公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずる。

1 雇用維持の要請等

- (1) 厚生労働省労働基準局及び職業安定局は、被災地において被災による雇用への深刻な影響が見込まれる場合には、経済団体等に対し、雇用・労働問題に配慮するよう速やかに要請等を行う。
- (2) 厚生労働省職業安定局及び都道府県労働局は、雇用情勢に関する被災都道府県・市町村の状況及び企業等のニーズを踏まえ、企業等に対し、雇用調整助成金等の制度を周知する。
- (3) 厚生労働省労働基準局及び職業安定局並びに被災地を管轄する都道府県労働局は、被災都道府県・市町村の医療部局、介護部局等の関係部局と連携し、個別の企業等に対して雇用維持のための啓発指導を行う。

2 被災者のための臨時職業相談及び巡回職業相談等の実施

- (1) 災害発生後、被災者からの職業相談が増加する可能性を踏まえ、速やかに臨時の職業相談窓口を設置する。
- (2) 公共職業安定所に来所することの困難な地域において、巡回職業相談等を実施する。

3 その他

被災者の就業の促進を図るため、必要に応じ、関係機関と連携し、被災者の個別のニーズに応じたきめ細かな労働相談等を行う。

第4 雇用調整助成金の特例措置等

- 1 厚生労働省職業安定局は、被害状況等を踏まえ、必要に応じ、雇用調整助成金の特例措置等を講ずる。
- 2 厚生労働省職業安定局は、必要に応じ、被災都道府県労働局に対して、雇用調整助成金等の審査手続の弾力的な運用を指示する。

第5 雇用保険に関する特例措置等

1 求職者給付の支給に関する特例

- (1) 公共職業安定所は、災害救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、災害により当該事業所が休止又は廃止したことにより一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。
- (2) 厚生労働省職業安定局は、被災地の雇用情勢を速やかに把握する。
- (3) 厚生労働省職業安定局は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された場合には、必要に応じ、迅速に同法第25条の規定を適用する。
- (4) (3)に基づき、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条の規定の適用に当たっては、公共職業安定所は、激甚災害を受けた地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、激甚災害により当該事業所が休止又は廃止したことにより一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

2 証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所は、災害により失業の認定日に来所できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

3 公共職業安定所における窓口業務の維持等

- (1) 厚生労働省職業安定局は、受給者の負担の軽減と受給者への迅速な給付を行うため、確認書類の省略等の手続の運営の弾力的な運用を行う。
- (2) 厚生労働省職業安定局は、被災地を管轄する都道府県労働局及び公共職業安定所に対して、過去の非常災害時に都道府県労働局及び公共職業安定所が講じた措置等

第3編 災害復旧・復興対策
第3章 被災者の生活再建等の支援

情報提供する。

- (3) 厚生労働省職業安定局は、被災地を管轄する都道府県労働局の要望がある場合、必要に応じ、被災地以外の地域の都道府県労働局及び公共職業安定所において、被災地を管轄する都道府県労働局及び公共職業安定所の電子申請の審査の処理を行うよう指示する。

第6 職業訓練受講給付金の支給要件の特例措置

被災地を管轄する公共職業安定所は、被災により訓練の継続が一時的に困難になった受講生に対して、職業訓練受講給付金を支給するため、必要に応じ、出席数等に関する要件の緩和に関する特例措置を講ずる。

第7 職業転換給付金制度に関する措置

厚生労働省職業安定局及び人材開発統括官は、災害により離職を余儀なくされた者等に対して、雇用対策法(昭和41年法律第132号)第18条の規定に基づき、職業転換給付金制度の訓練手当等を支給するため、必要に応じ、被災地を激甚な災害を受けた地域に指定する等の必要な措置を講ずる。

第8 被災地における雇用創出策

厚生労働省職業安定局及び人材開発統括官は、必要に応じ、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。

第9 労働災害防止対策

被災地を管轄する労働基準監督署は、企業等に対し、事業場の操業の再開に際し、ボイラー、クレーン等の特定機械、危険・有害物を取り扱う設備、設置工事の足場等について点検及び補修等を行うなど、労働災害防止のための措置を講ずるよう、必要な指導や周知等を行う。

第10 被災者への労災保険給付等の制度周知等

被災地を管轄する都道府県労働局及び労働基準監督署は、労災保険給付等の制度周知及び労働条件確保のため、被災地における企業等や被災者の状況等を速やかに把握するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 労災保険制度や未払賃金立替払制度、休業手当等労働条件に関する事項等についての周知・広報(特に避難所等における確実な情報伝達方法に留意)
- (2) 避難所等における被災者のための緊急相談の実施(緊急相談窓口の設置等)
- (3) 労働基準監督署に来署することが困難な地域の避難所等における被災者やその遺族のための労災保険給付や未払賃金立替払に係る出張相談や請求勧奨等の実施
- (4) 被災者の労働条件確保のための監督指導及び解雇、雇止め等の予防のための啓発指導の実施

第11 未払賃金立替払事業に関する措置

厚生労働省労働基準局は、災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替払制度により迅速に必要な措置を講ずる。

第12 労災保険給付等に関する措置

厚生労働省労働基準局は、労災保険給付の請求に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等弾力的な運用を行う。

第13 労災指定診療費等に関する措置

厚生労働省労働基準局は、労災保険指定医療機関等が労災診療費等の請求等に当たり、災害により通常の請求を行うことができない場合には、過去の支払実績による請求を認める等弾力的な運用を行う。

第14 被災労働者等のメンタルヘルス対策に関する措置

- 1 独立行政法人労働者健康安全機構は、必要に応じ、被災労働者等のメンタルヘルスに関する電話相談窓口を設置する。
- 2 厚生労働省労働基準局安全衛生部は、前項の設置について、報道発表等により周知する。

第15 都道府県労働局等への職員の派遣に関する措置

- 1 厚生労働省大臣官房地方課、労働基準局及び職業安定局は、業務量の増加を見越し、厚生労働本省から、被災地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所に対して、被災地における業務を的確に実施するための体制の確保に必要な企画及び立案等に係る業務に従事する職員並びに雇用保険、雇用調整助成金及び解雇、雇止め等に係る業務に従事する職員を、速やかに派遣する。
- 2 厚生労働省大臣官房地方課は、必要に応じ、速やかに、被災地以外の地域を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所から、被災地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所への職員の派遣について、必要な調整を行う。
- 3 厚生労働省大臣官房地方課、労働基準局及び職業安定局は、前2項の派遣及び派遣の調整を行うに当たっては、被災地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所において複数の業務に対応することができる職員を派遣するよう努めるとともに、業務の効率性を踏まえて、当該職員の派遣期間及び派遣時期を判断する。
- 4 第1項及び第2項の規定により派遣された職員は、当該職員の派遣が終了した後、被災地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所において、業務が滞りな

第3編 災害復旧・復興対策
第3章 被災者の生活再建等の支援

く継続出来るよう、被災地の職員との派遣期間中の業務分担や業務の引継ぎに配慮する。

第16 厚生労働本省と都道府県労働局等との連携

厚生労働省大臣官房地方課、労働基準局及び職業安定局は、Web 会議システム等を活用し、被災地を管轄する都道府県労働局、労働基準監督署所及び公共職業安定所と、被災地の雇用情勢の把握及びその対策の実施について緊密な連携を図る。

第17 被災した職業能力開発施設の訓練生等への支援

厚生労働省人材開発統括官は、被災した職業能力開発施設の訓練生や事業主等に対して、必要に応じ、以下の措置を講ずる。

- (1) 公共職業訓練について、被災により訓練を受講できない場合の訓練の修了に係る要件を緩和する。
- (2) 認定訓練助成事業費補助金について、被災により訓練が中止又は中断された場合には、当該訓練に要した経費を補助の対象とする。
- (3) 人材開発支援助成金及びキャリアアップ助成金(人材育成コース)について、被災により訓練の修了が困難となった場合には、それまでに当該訓練に要した経費及び賃金を助成の対象として助成金の支給を可能とする。
- (4) 技能検定について、天災その他やむを得ない事由により、その全部又は一部を実施することができない場合には、都道府県と協議の上、実施職種、実施期日、実施場所、受検申請書の提出期限等について変更できることとする等の弾力的な運用を行う。

第3節 生活福祉資金(災害援護資金)の貸付

- 1 都道府県社会福祉協議会は、生活福祉資金(災害援護資金)に関して、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。
- 2 厚生労働省社会・援護局は、災害を受けた低所得世帯等に対して、その自立更生に資するため、都道府県社会福祉協議会が貸し付ける生活福祉資金(災害援護資金)の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、都道府県に対し助言及びその他の支援を行う。
- 3 厚生労働省社会・援護局は、災害の規模に応じ、被災した低所得者世帯に対して貸付条件の緩和等の措置を講ずる。

第4節 各種貸付の実施

- 1 独立行政法人福祉医療機構は、災害の規模に応じ、被災医療施設、被災社会福祉施設等、住宅資金を借り入れた厚生年金保険及び国民年金の被保険者及び年金受給者等に対して貸付条件の緩和等の措置を講ずる。
- 2 日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付においては、災害の規模に応じ、被災生活衛生関係営業者に対して貸付条件の緩和等の措置を講ずる。

- 3 厚生労働省子ども家庭局は、災害の規模に応じ、母子父子寡婦福祉資金について、被災した母子家庭等に対する貸付条件の緩和等の措置を講ずるとともに、都道府県等に対し、貸付の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、必要な助言及びその他の支援を行う。

第5節 労働保険料、貸付金等に関する措置

1 労働保険料の納付に関する特例措置

厚生労働大臣は、必要に応じ、地域及び期日を指定して、労働保険料の申告・納付・その他徴収の期限の延長を行う。

また、都道府県労働局の労働保険特別会計歳入徴収官は、必要に応じ、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主等に対し、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は申請に基づく労働保険料の納付の猶予を行う。

2 中小企業退職金共済掛金の納付に関する特例措置

厚生労働省雇用環境・均等局は、必要に応じ、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対し、中小企業退職金共済契約者が災害により掛金の納付が困難となった場合の納付期限を延長するように要請する。

3 労働者に対する貸付金の返還に関する特例措置

厚生労働省職業安定局又は雇用環境・均等局は、必要に応じ、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対し、当該機構から財形持家資金その他の資金の貸付けを受けている者が災害により当該貸付金の返還が困難となった場合の、その返還の猶予、貸付金の全部又は一部の返還の免除等の措置を要請する。

4 事業主に対する貸付金の返還に関する特例措置

厚生労働省職業安定局又は雇用環境・均等局は、必要に応じ、独立行政法人労働者健康安全機構及び勤労者退職金共済機構に対し、当該厚生労働省関係独立行政法人から職場環境改善資金その他の資金の貸付けを受けている事業主等が災害により当該貸付金の元金の返還が困難となった場合の、延滞損金等の全部又は一部の徴収免除等の措置を要請する。

第6節 生活保護制度における義援金の取扱い等に関する周知

厚生労働省社会・援護局は、必要に応じ、生活保護制度における保護の実施機関等に対して、被災した被保護世帯が義援金、災害弔慰金、補償金、見舞金等を受けた場合の収入認定の取扱い等を周知する。

第4編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

この編においては、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第1項の規定に基づき地震防災に関しとるべき措置等を定める。

第1章 地震予知情報等の伝達

- 1 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合には、厚生労働省大臣官房厚生科学課は、連絡網に従い、内閣府等から得た情報を速やかに厚生労働省の関係部局に伝達する。
- 2 厚生労働省関係部局は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と連絡体制の強化を図る。

第2章 厚生労働省地震災害警戒本部の設置等

第1 厚生労働省地震災害警戒本部の設置

- 1 厚生労働大臣は、政府に地震災害警戒本部が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする厚生労働省地震災害警戒本部を設置する。
- 2 厚生労働省地震災害警戒本部は、本部長、本部長代理、副本部長、副本部長代理及び本部員をもって構成する。
- 3 本部長は、厚生労働省地震災害警戒本部の事務を総括する。本部長代理は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長は、本部長を補佐し、本部長及び本部長代理に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長代理は、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。本部の設置前に、これらの職務を担うべき者に事故あるときも、これに準ずるものとする。
- 4 厚生労働省地震災害警戒本部の組織は、厚生労働省地震災害警戒本部設置規程(別紙6)を参考とする。
- 5 厚生労働省地震災害警戒本部が設置された場合には、同本部事務局は、速やかに記者発表を行う。
- 6 厚生労働省地震災害警戒本部は、発災後は、第2編第1章第2節第2に定める厚生労働省災害対策本部に移行する。
- 7 厚生労働省地震災害警戒本部は、厚生労働省災害対策本部に移行された場合又は警戒解除宣言が発せられた場合には廃止する。

第2 自発的参集

厚生労働省地震災害警戒本部の構成員は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合には、召集権者の召集を待たず、直ちに参集する。

第3 厚生労働省地震災害警戒本部の設置場所

厚生労働省地震災害警戒本部は、厚生労働省内内の会議室等に設置する。

第4 厚生労働省地震災害警戒本部の業務

厚生労働省地震災害警戒本部は、次の業務を行う。

- (1) 地震防災応急対策の統括・総合調整
- (2) 政府地震災害警戒本部等及び関係省庁との情報交換及び連絡調整
- (3) 厚生労働省幹部との連絡
- (4) その他地震防災応急対策に関し必要な業務

第5 都道府県労働局地震災害警戒本部

地震防災対策強化地域(東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県。以下「強化地域」という。)を管轄する都道府県労働局長は、警戒宣言が発せられた場合には、地震防災応急対策を実施するため、都道府県労働局地震災害警戒本部を設置するものとする。

都道府県労働局地震災害警戒本部の組織その他の必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

第6 地方支分部局への指示等

- (1) 厚生労働省大臣官房長は、警戒宣言が発せられた場合には、強化地域を管轄する地方厚生(支)局及び都道府県労働局に対し、警戒宣言の内容を速やかに伝達するとともに、来庁者の避難、安全衛生の確保その他発災後の地震防災応急対策のために必要な指示を総合的に行うとともに、職員や庁舎等の管理に係る個別具体的な指示を行うものとする。
- (2) 厚生労働省関係部局長は、警戒宣言が発せられた場合には、上記(1)の指示を踏まえ、強化地域を管轄する地方厚生(支)局及び都道府県労働局に対して、医薬品等、飲料水の確保及び労働安全衛生の確保その他発災後の地震防災応急対策のために必要な個別具体的な指示を行うものとする。ただし、緊急に対処する必要がある場合には、厚生労働省大臣官房長が上記(1)の指示を行う前に必要な指示を行うものとする。

第7 地方支分部局における地震防災応急対策の実施要員の確保

強化地域を管轄する地方厚生(支)局及び都道府県労働局は、地震防災応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、次の要員を確保するものとする。

なお、当該要員の確保は、地震防災応急対策を勤務時間外に行うことも考慮して行うものとする。

- (1) 各種情報の収集及び伝達のための要員

第4編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第3章 地震防災応急対策に係る措置等

- (2) 避難誘導を適正に行うための要員
- (3) 医薬品等の調達や資機材の配備のための要員
- (4) 緊急時の給水及び応急復旧体制を行うための要員

第8 関係団体への指導等

関係部局の長は、警戒宣言が発せられた場合は、厚生労働省関係独立行政法人等その他関係団体に対し、警戒宣言の内容を速やかに伝達するとともに、施設利用者の避難その他発災後の地震防災応急対策のために必要な指導等を行うものとする。

第9 地震防災応急対策に係る情報等の報告

強化地域を管轄する地方厚生(支)局及び都道府県労働局及び厚生労働省関係施設の長等は、適切な地震防災応急対策を推進するため、警戒宣言後における避難の状況、地震防災応急対策の実施状況等を、その変化に応じて直ちに、厚生労働省地震災害警戒本部に報告するものとする。

第3章 地震防災応急対策に係る措置等

第1節 地震防災体制の整備

厚生労働省は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づき警戒宣言が発せられたときは、その所掌事務において地震防災応急対策を実施するため、次の事項に係る体制を整備するものとする。

- (1) 防疫その他保健衛生に関する事項
- (2) 水道に関する事項
- (3) 医療活動の確保等に関する事項
- (4) 医薬品等の確保等に関する事項
- (5) 関係他機関との協力体制に関する事項

第2節 応急対策に係る措置事項

第1 地震防災応急対策の実施要員の確保及び他機関との協力体制

- 1 地震防災応急対策を実施するための職員等の確保について職員等の居住地の状況等を考慮して定めるものとする。
- 2 発災後の防疫活動が迅速に行われるよう、防疫員の派遣について、あらかじめ関係他機関との協力体制を整備するものとする。
- 3 発災後における医療救助活動が円滑に行われるようあらかじめ関係機関との協力体制を整備するものとする。

第2 発災後に備えた資機材人員等の配備手配

- 1 発災後における防疫活動に備えて、迅速な対応が可能な体制、地方公共団体相互の応援職員、専門官の派遣について、あらかじめ整備するよう、都道府県等を指導するものとする。
- 2 発災後の救急活動に必要な医薬品等の確保については、それぞれ、医薬品等(血液製剤及びガスエソウマ抗毒素を除く。)については医薬品等卸売業者等の在庫、血液製剤については、日本赤十字社等の在庫、ガスエソウマ抗毒素については、国家買上げ分を供出することにより行うものとする。

このため、厚生労働省及び都道府県において、上記医薬品等の在庫状況の把握に努めるものとする。

第3 警戒宣言時の広報

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、感染症の予防、食品衛生等災害発生時において保健衛生上留意すべき事項を報道機関等を通じて一般住民に周知させるよう都道府県等の関係機関を指導するものとする。

第4 水道に関する対策

- 1 水道事業者等における地震防災応急対策の実施状況を把握し、必要な助言を行うものとする。
- 2 水道事業者、都道府県等からの要請に応じて水道水の緊急貯水に必要な水量の確保に関し、関係行政機関に協力を要請するものとする。
- 3 水道事業者、都道府県等からの要請に応じて水道の応急復旧に必要な資機材の確保に関し、製造団体等に対して事前の協議に基づく協力を要請するものとする。

第5 緊急輸送対策

防疫活動に必要な資機材人員及び医療救助活動に必要な医療従事者、医薬品等の緊急輸送については、あらかじめ関係他機関に対して協力を要請するものとする。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

推進地域に係る地震防災対策の推進を図るため、地震防災上緊急に整備を必要とする病院、社会福祉施設等の整備については、緊急度等を勘案し計画的に推進を図るものとする。

第4節 大規模地震に係る防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1 防災業務担当者に対する教育訓練

災害の発生に際して災害救助、防疫活動その他の防災業務を担当者に対し、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。

第4編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第3章 地震防災応急対策に係る措置等

第2 医療施設、社会福祉施設等の職員に対する教育訓練

医療施設、社会福祉施設等の施設の職員及び入所者に対し、災害発生の防止に関する講習会、入所者の避難計画に基づく訓練等の実施又はその指導を行うものとする。

第3 一般住民に対する教育

災害発生時における感染症の予防、食品衛生等の保健衛生及び避難等について、一般住民の認識を高めるための資料の配布、展覧会等の実施又はその指導を行うものとする。

第5節 地方防災会議等の定める地震防災強化計画の基準

地方防災会議等の定める地震防災強化計画の作成の基準となるべき事項は、おおむね次のとおりとする。

第1 地震に関する情報の伝達等

- 1 地震に関する情報の伝達等については、そのルートを示すこと。
- 2 必要な情報の収集に当たっては、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速かつ的確に行うこと。

第2 地震防災応急対策の実施要員の確保及び他機関との協力体制

- 1 発災後の防疫活動が迅速に行われるよう、あらかじめ関係機関との協力体制を整備すること。
- 2 発災後の医療救助活動が円滑に行われるよう、あらかじめ隣接都県等関係機関との協力体制を確保しておくこと。

第3 発災後に備えた資機材人員等の配備手記

- 1 発災後の防疫活動に備えて、迅速な対応が可能な体制をあらかじめ整備すること。
- 2 防疫活動に必要な資機材及び人員の確保計画をたてること。
- 3 発災後の医療活動に備えて、必要な医療従事者等の配備手配を行うこと。
- 4 発災後の医療救助活動に必要な医薬品等の確保等については、医薬品等卸売業者における在庫量の把握に努めるとともに、あらかじめ関係業者等の緊急時の供出に関する協力の確保のための措置を講じておくこと。
- 5 発災後の水道施設の応急復旧資機材、人員の確保等について必要な調整を行うこと。

第4 警戒宣言時の広報

発災後に備えて保健衛生上留意すべき事項を報道機関等を通じて一般住民に周知させること。

第5編 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

この編においては、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)に係る地震防災対策推進計画を定めるものとする。

第1章 南海トラフ地震臨時情報等の伝達

- 1 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、気象庁が以下の情報を発表した場合においては、連絡網に従い、気象庁等から得た情報を速やかに厚生労働省の関係部局に伝達する。
 - (1)南海トラフ地震臨時情報(調査中)
 - (2)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)
 - (3)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)
- 2 厚生労働省関係部局及び地方支分部局は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と連絡体制の強化を図る。
- 3 厚生労働省関係部局及び地方支分部局は、緊急参集チームの招集が行われる場合には、他からの指示等の有無にかかわらず、第2編第1章に定める情報の収集及び伝達方法に準じ、その所掌事務に係る情報の収集及び必要な措置・対策を速やかに開始する。

第2章 厚生労働省災害対策本部の設置等

- 1 厚生労働大臣は、政府に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された場合には、直ちに、第2編第1章第2節第3に定める厚生労働省災害対策本部を設置する。
- 2 本部長は、厚生労働省関係部局及び地方支分部局に対して、第2編第1章に定める情報の収集及び伝達方法に準じ、その所掌事務に係る情報の収集及び必要な措置・対策を速やかに開始するよう指示をする。

第3章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波に関する情報の伝達等

- 1 気象庁が発表する津波警報等の情報を受けた場合、厚生労働省関係部局及び推進地域管轄機関は、第2編第1章に定める情報の収集及び伝達方法に準じ、正確かつ迅速に情報の収集及び伝達を行うものとする。
- 2 推進地域管轄機関の長は、津波警報等の伝達を受けた場合、勤務中の職員については全員に、勤務外の職員については災害応急対策の実施上必要な者に対して、あらかじめ定められた情報の伝達経路及び伝達方法により、その内容を正確かつ迅速に伝達するものとする。

第5編 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

第4章 防災体制に関する事項

3 来訪者等に対する情報提供

- (1) 推進地域管轄機関の長は、津波が来襲した場合の最寄りの避難地、同避難地への安全な避難ルート及び危険場所の位置を事務室内に掲示しておくものとする。
- (2) 推進地域管轄機関の長は、津波警報等の伝達を受けた場合に、その内容を当該機関への来訪者に伝達及び誘導を行う職員並びに当該職員が不在の場合の代行者をあらかじめ定めるものとする。
- (3) 推進地域管轄の長は、津波警報等の伝達を受けた場合、直ちに、当該機関への来訪者に対して、津波警報等が発せられた旨、適切な避難方法、社会的混乱を防止するための留意点等を周知することとする。

第4章 防災体制に関する事項

第1 地震発生時における応急対策等

- 1 厚生労働省関係部局及び推進地域管轄機関は、南海トラフ地震が発生した場合における的確な対策の実施のため、第1章に掲げる措置のほか、第1編及び第2編に準じて、情報の収集・連絡体制の整備、非常参集体制の整備、防災関係機関との連絡体制の強化及び非常本部等の設置など活動体制の整備等必要な災害予防対策及び災害応急対策を推進するものとする。

なお、厚生労働省関係部局及び推進地域管轄機関に設置した非常本部等又はそれに準ずる対策機関は、被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況や被害状況等の情報の収集・伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、二次災害防止のため必要な措置その他の必要な応急対策を速やかに決定し実施するものとする。

第2 物資の備蓄

推進地域管轄機関は被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・生活必需品の物資の備蓄計画を作成し、明示するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

推進地域に係る地震防災対策の推進を図るため、地震防災上緊急に整備を必要とする病院、社会福祉施設等の整備については、緊急度等を勘案し計画的に推進を図るものとする。

第6章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1 防災訓練

推進地域管轄機関においては、推進地域に係る大規模な地震及び津波を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努めるものとする。

第2 地震防災上必要な教育及び広報

厚生労働省関係部局及び推進地域管轄機関においては、次の事項について関係職員に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災に必要な知識を徹底するよう努めるものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第 6 編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

この編においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 16 年法律第 27 号)第 6 条の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)に係る地震防災対策推進計画を定めるものとする。

第 1 章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第 1 津波に関する情報の伝達等

- 1 気象庁が発表する津波警報等の情報を受けた場合、厚生労働省関係部局及び推進地域管轄機関は、第 2 編第 1 章に定める情報の収集及び伝達方法に準じ、正確かつ迅速に情報の収集及び伝達を行うものとする。
- 2 推進地域管轄機関の長は、津波警報等の伝達を受けた場合、勤務中の職員については全員に、勤務外の職員については災害応急対策の実施上必要な者に対して、あらかじめ定めた情報の伝達経路及び伝達方法により、その内容を正確かつ迅速に伝達するものとする。
- 3 来訪者等に対する情報提供
 - (1) 推進地域管轄機関の長は、津波が来襲した場合の最寄りの避難地、同避難地への安全な避難ルート及び危険場所の位置を事務室内に掲示しておくものとする。
 - (2) 推進地域管轄機関の長は、津波警報等の伝達を受けた場合に、その内容を当該機関への来訪者に伝達及び誘導を行う職員並びに当該職員が不在の場合の代行者をあらかじめ定めるものとする。
 - (3) 推進地域管轄の長は、津波警報等の伝達を受けた場合、直ちに、当該機関への来訪者に対して、津波警報等が発せられた旨、適切な避難方法、社会的混乱を防止するための留意点等を周知することとする。

第 2 章 防災体制に関する事項

第 1 地震発生時における応急対策等

厚生労働省関係部局及び推進地域管轄機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における的確な対策の実施のため、第 1 章に掲げる措置のほか、第 1 編及び第 2 編に準じて、情報の収集・連絡体制の整備、非常参集体制の整備、防災関係機関との連絡体制の強化及び非常本部等の設置など活動体制の整備等必要な災害予防対策及び災害応急対策を推進するものとする。

なお、厚生労働省関係部局及び推進地域管轄機関に設置した非常本部等又はそれに準ずる対策機関は、被害の防止・軽減のため、地震及び津波の状況や被害状況等の情報の収集・

第6編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画
第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

伝達、必要な要員の緊急参集・配置、通信の確保、施設の緊急点検・巡視、二次災害防止のため必要な措置その他の必要な応急対策を速やかに決定し実施するものとする。

第2 物資の備蓄

推進地域管轄機関は被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・生活必需品の物資の備蓄計画を作成し、明示するものとする。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

推進地域に係る地震防災対策の推進を図るため、地震防災上緊急に整備を必要とする病院、社会福祉施設等の整備については、緊急度等を勘案し計画的に推進を図るものとする。

第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1 防災訓練

推進地域管轄機関においては、推進地域に係る大規模な地震及び津波を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努めるものとする。

第2 地震防災上必要な教育及び広報

厚生労働省関係部局及び推進地域管轄機関においては、次の事項について関係職員に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災に必要な知識を徹底するよう努めるものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

附 則

修正後の計画は、令和元年10月11日から施行する。

(別紙 1)

(別紙 1)

厚生労働省災害対策連絡調整会議設置規程

この規程は、厚生労働省防災業務計画第 1 編第 1 章第 1 節第 3 項の規定に基づき、厚生労働省災害対策連絡調整会議の設置に関し、必要な事項を定める。

- 1 厚生労働省災害対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）に主査を置き、大臣官房厚生科学課長をもって充てる。
- 2 連絡調整会議に副主査を置き、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長をもって充てる。
- 3 連絡調整会議に幹事を置き、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長補佐をもって充てる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、連絡調整会議の構成員として、次の職にある者を充てる。

| | |
|-----------------|---|
| (大臣官房人事課) | 庶務係長 |
| (大臣官房総務課) | 総括審査係長、総務係長、広報室総務係長 |
| (大臣官房会計課) | 調整係長 |
| (大臣官房国際課) | 庶務係長 |
| (大臣官房地方課) | 企画係長 |
| (大臣官房厚生科学課) | 庶務班長、災害対策調整係長 |
| (医政局) | 総務課管理係長、総務課企画法令係長、医療経営支援課総務係長 |
| (健康局) | 総務課管理係長、総務課企画法令係長 |
| (医薬・生活衛生局) | 総務課管理係長、総務課企画法令係長、生活衛生・食品安全企画課総務係長、生活衛生・食品安全企画課企画法令係長 |
| (労働基準局) | 総務課総務第二係長 |
| (職業安定局) | 総務課管理係長、総務課企画法令係長 |
| (雇用環境・均等局) | 総務課総務係長、総務課企画法令係長 |
| (子ども家庭局) | 総務課管理係長、総務課企画法令係長 |
| (社会・援護局) | 総務課管理係長、総務課企画法令係長 |
| (社会・援護局障害保健福祉部) | 企画課総務係長、企画課企画法令係長 |

| | |
|--------------|---|
| (老健局) | 総務課管理係長、総務課企画法令係長 |
| (保険局) | 総務課管理係長、総務課企画調査係長 |
| (年金局) | 総務課管理係長、総務課企画係長 |
| (人材開発統括官) | 人材開発総務担当参事官室総務係長、人材開発総務担当参事官室企画法令係長 |
| (政策統括官) | 政策統括室総務係長、政策統括室人事係長、統計・情報総務室総務係長、統計・情報総務室企画法令係長 |
| (中央労働委員会事務局) | 総務課管理係長 |

- 5 連絡調整会議の事務局は、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室に置く。

(別紙 2)

(別紙 2)

厚生労働省災害情報連絡室組織規程準則

この規程は、厚生労働省防災業務計画第 2 編第 1 章第 2 節第 1 第 1 項の規定に基づき、厚生労働省災害情報連絡室の組織について、必要な事項を定める。

1 災害情報連絡室の事務

大臣官房厚生科学課長は、災害の発生するおそれのある場合、又は災害発生の初動期等において、迅速かつ適切な情報収集、連絡活動を行う必要がある場合、災害情報連絡室を設置する。大臣官房厚生科学課長と連絡が取れない場合又は急を要する場合は、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長が災害情報連絡室を設置する。

2 災害情報連絡室の構成等

- (1) 災害情報連絡室の長は、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長とし、災害情報連絡室の事務を総括する。
- (2) 災害情報連絡室の構成員は、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室職員をもって充てる。
- (3) 災害情報の交換、確認に関する連絡等は、原則として、各部局の部局連絡責任者を通じて行う。

3 関係各課室の協力

関係各課室は、災害情報連絡室の事務について協力援助する。

4 災害情報連絡室の名称、設置期間等

- (1) 災害情報連絡室の名称には、その災害を端的に表現する名称を冠する。
- (2) 厚生労働省災害対策本部が設置された場合、又は、災害情報連絡室の所期の目的が達成された場合においては、当該災害に係る災害情報連絡室は廃止する。

(別紙 3)

厚生労働省災害対策本部組織規程準則

この規程は、厚生労働省防災業務計画第 2 編第 1 章第 2 節第 2 第 1 項の規定に基づき設置される厚生労働省災害対策本部の組織について、必要な事項を定める。

1 設 置

[災害名]に係る災害対策において万全の措置を講ずるため、[災害名]厚生労働省災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 構 成

- (1) 政府に緊急災害対策本部が設置された場合、本部長には厚生労働大臣を、本部長代理には厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官を、副本部長には厚生労働事務次官、厚生労働審議官及び医務技監を、副本部長代理には大臣官房長、大臣官房審議官（危機管理担当）及び大臣官房審議官（災害対策担当）をもって充てる。
- (2) (1) の場合を除き、本部長には厚生労働事務次官を、本部長代理には厚生労働審議官及び医務技監を、副本部長には大臣官房長及び大臣官房審議官（危機管理担当）を、副本部長代理には大臣官房総括審議官（国会担当）及び大臣官房審議官（災害対策担当）をもって充てる。
- (3) 本部員は、（別紙 4）の 1 のとおりとし、必要に応じ、追加することができる。

3 本部員会議

- (1) 本部員会議は、本部長、本部長代理、副本部長、副本部長代理及び本部員をもって構成し、本部長が必要に応じ、召集する。
- (2) 本部員会議は、本部の運営に係る総合調整を行う。

4 幹 事

- (1) 本部に幹事を置く。
- (2) 幹事長には大臣官房厚生科学課長をもって充てる。
- (3) 幹事長は、必要に応じ、変更することができる。
- (4) 幹事は、（別紙 4）の 2 のとおりとし、必要に応じ、変更又は追加することができる。
- (5) 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
- (6) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、幹事長が必要に応じ、召集する。

5 事務局

- (1) 本部に事務局を置く。
- (2) 事務局は、総括班、情報集約班、被災者生活支援班、官邸等連絡調整班、庶務班をもって構成する。
- (3) 事務局長には、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長を、事務局長次長には大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長補佐をもって充てる。
- (4) 事務局長及び事務局長次長は、必要に応じ、変更することができる。
- (5) 事務局員は、（別紙 4）の 3 のとおりとし、必要に応じ、変更又は追加することができる。特に、非常災害時においては、迅速に防災予備役職員及び関係部局の必要な職員を追加する（被害の規模が小さい場合等は順次縮小する）。

(別紙 3)

(6) 事務局長は、必要に応じ、事務局員を召集する。

6 防災担当職員

(1) 本部員、幹事及び事務局員との連絡調整を行うため、関係部局に防災担当職員を置く。

(2) 防災担当職員は、(別紙 4)の4のとおりとし、必要に応じ、変更又は追加することができる。

7 その他

(1) 本部の庶務は、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室において処理する。

(2) この規定に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部員会議が定める。

○ 災害対策本部事務局の組織イメージ

I 総括班

- ① 本部事務局の統括
- ② 幹部との連絡
- ③ 対外公表

II 情報集約班

- ① 各局対応の集約
- ② 他省庁等連絡調整

III 被災者生活支援班

- ① 政府現地対策本部との連絡調整
- ② 厚生労働省現地対策本部との連絡調整
- ③ 収集した情報の事務局内及び省内提供
- ④ 職員派遣時の業務説明
- ⑤ 生活支援班
 - ・ 課題について関係局との調整
- ⑥ 医療・医薬品班
 - ・ 課題について関係局との調整

IV 官邸等連絡調整班

- ① 官邸危機管理センターとの連絡調整
- ② 政府災害対策本部との連絡調整

V 庶務班

- ・ 本部庶務及び現地本部派遣手続き

* 発足当初は、総括班、情報集約班、庶務班に関する業務を行う

* その他課題に応じて班を編成する

(別紙 4)

厚生労働省災害対策本部構成員（別紙 3 関係）

この規程は、厚生労働省防災業務計画第 2 編第 1 章第 2 節第 2 第 1 項の規定に基づき設置される厚生労働省災害対策本部の組織について、必要な事項を定める。

1 本部員

(1) 政府に緊急災害対策本部が設置された場合

◎厚生労働大臣、

◇厚生労働副大臣、◇厚生労働大臣政務官、

○厚生労働事務次官、○厚生労働審議官、○医務技監、

□大臣官房長、□大臣官房審議官（危機管理担当）、□大臣官房審議官（災害対策担当）、

大臣官房総括審議官（国会担当）、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、生活衛生・食品安全審議官、労働基準局長、安全衛生部長、職業安定局長、雇用環境・均等局長、子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長、保険局長、年金局長、人材開発統括官、政策統括官（総合政策担当）、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

(2) (1) 以外の場合

◎厚生労働事務次官、

◇厚生労働審議官、◇医務技監、

○大臣官房長、○大臣官房審議官（危機管理担当）、

□大臣官房総括審議官（国会担当）、□大臣官房審議官（災害対策担当）、

医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、生活衛生・食品安全審議官、労働基準局長、安全衛生部長、職業安定局長、雇用環境・均等局長、子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長、保険局長、年金局長、人材開発統括官、政策統括官（総合政策担当）、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

* ◎本部長、◇本部長代理、○副本部長、□副本部長代理

2 幹事

(大臣官房)

人事課長、総務課長、総務課広報室長、会計課長、地方課長、国際課長、◎厚生科学課長、厚生科学課健康危機管理・災害対策室長、参事官（総括調整担当）2 人

(別紙 4)

| | |
|--------------|---|
| (医政局) | 総務課長、地域医療計画課長、医療経営支援課長、看護課長、経済課長 |
| (健康局) | 総務課長、健康課長、がん・疾病対策課長、結核感染症課長、難病対策課長 |
| (医薬・生活衛生局) | 総務課長、化学物質安全対策室長、血液対策課長、生活衛生・食品安全企画課長、食品監視安全課長、生活衛生課長、水道課長 |
| (労働基準局) | 総務課長、監督課長、労災管理課長、安全衛生部安全課長 |
| (職業安定局) | 総務課長、雇用政策課長 |
| (雇用環境・均等局) | 総務課長、主任雇用環境・均等監察官 |
| (子ども家庭局) | 総務課長、総務課児童福祉調査官、保育課長、子育て支援課長 |
| (社会・援護局) | 総務課長、地域福祉課長、福祉基盤課長 |
| (障害保健福祉部) | 企画課長、障害福祉課長、精神・障害保健課長 |
| (老健局) | 総務課長、高齢者支援課長 |
| (保険局) | 総務課長 |
| (年金局) | 総務課長 |
| (人材開発統括官) | 参事官 (人材開発総務担当) |
| (政策統括官) | 参事官 (総合政策統括担当) 2 人、参事官 (企画調整担当) |
| (中央労働委員会事務局) | 総務課長 |

* ◎幹事長

3 事務局員

| | |
|---------------------------|-----|
| 大臣官房人事課長補佐 | 1 人 |
| 大臣官房総務課長補佐 | 1 人 |
| 大臣官房会計課長補佐 | 1 人 |
| 大臣官房国際課長補佐 | 1 人 |
| 大臣官房地方課長補佐 | 1 人 |
| ◎大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長 | |
| ○大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長補佐 | 1 人 |
| 医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室長 | |
| 医政局医療経営支援課長補佐 | 1 人 |
| 医政局経済課長補佐 | 1 人 |
| 健康局健康課地域保健室長補佐 | 1 人 |
| 健康局結核感染症課長補佐 | 1 人 |
| 医薬・生活衛生局総務課長補佐 | 1 人 |
| 医薬・生活衛生局審査管理課化学物質安全対策室長補佐 | 1 人 |

| | |
|-------------------------|----|
| 医薬・生活衛生局血液対策課長補佐 | 1人 |
| 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長補佐 | 1人 |
| 医薬・生活衛生局水道課長補佐 | 1人 |
| 労働基準局総務課長補佐 | 1人 |
| 労働基準局監督課長補佐 | 1人 |
| 労働基準局労災管理課長補佐 | 1人 |
| 安全衛生部安全課長補佐 | 1人 |
| 職業安定局総務課長補佐 | 1人 |
| 職業安定局雇用政策課長補佐 | 1人 |
| 雇用環境・均等局総務課長補佐 | 1人 |
| 子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室長補佐 | 1人 |
| 社会・援護局総務課長補佐 | 1人 |
| 障害保健福祉部企画課長補佐 | 1人 |
| 老健局高齢者支援課長補佐 | 1人 |
| 保険局総務課長補佐 | 1人 |
| 年金局総務課長補佐 | 1人 |
| 人材開発統括官付人材開発総務担当参事官室長補佐 | 1人 |
| 政策統括官参事官補佐 | 2人 |
| 政策統括官付参事官付統計・情報総務室長補佐 | 1人 |
| 中央労働委員会事務局総務課長補佐 | 1人 |

* ◎事務局長、○事務局次長

4 防災担当職員

厚生労働省災害対策本部構成員等必携に防災担当職員として掲げられている者。

(別紙 5)

(別紙 5)

厚生労働省現地対策本部組織規程準則

1 設置

[災害名]に係る災害応急対策について万全の措置を講ずるため、[災害名]災害対策本部の支部として、[設置場所]に、[災害名]厚生労働省現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

2 構成

現地対策本部は、現地本部長、現地副本部長及び現地本部員並びに現地参与をもって構成し、厚生労働省災害対策本部長が指名した者をもって充てる。この場合において、現地参与は、政府現地対策本部の職員として派遣された厚生労働省職員がある場合に、当該職員を充てる。なお、本部員については、必要に応じて本省等より職員を派遣する。

3 職務

現地本部長は、現地対策本部の事務を総括し、現地対策本部の職員を指揮監督する。

現地副本部長は、現地本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

現地本部員は、現地本部長の指揮命令に基づき、現地対策本部の業務を行う。

現地参与は、現地本部長の諮問に応じ、現地対策本部の業務の運営に関し、意見を述べる。

4 現地対策本部員会議

(1) 現地対策本部員会議は、現地本部長、現地副本部長、現地本部員及び現地参与をもって構成し、本部長が必要に応じ、召集する。

(2) 現地対策本部員会議は、現地対策本部の運営に係る総合調整を行うとともに、現地対策本部の職員相互の情報連携を推進する。

5 雑則

現地本部の庶務は、設置場所の都道府県労働局総務部総務課又は地方厚生（支）局総務課において処理する。

前各項に定めるもののほか、現地対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、現地本部長が定める。

(別紙6)

厚生労働省地震災害警戒本部設置規程

この規程は、厚生労働省防災業務計画第4編第2章第1第1項の規定に基づき設置される厚生労働省地震災害警戒本部の組織について、必要な事項を定める。

1. 構成

- (1) 本部長には厚生労働大臣を、本部長代理には厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官を、副本部長には厚生労働事務次官、厚生労働審議官及び医務技監を、副本部長代理には、大臣官房長、大臣官房審議官（危機管理担当）及び大臣官房審議官（災害対策担当）をもって充てる。
- (2) 本部員は、（別紙7）の1のとおりとし、必要に応じ、追加することができる。

2. 本部員会議

- (1) 本部員会議は、本部長、本部長代理、副本部長、副本部長代理及び本部員をもって構成し、本部長が必要に応じ、召集する。
- (2) 本部員会議は、地震防災応急対策等の樹立及び推進について総合調整を行う。

3. 幹事

- (1) 本部に幹事を置く。
- (2) 幹事長には、大臣官房厚生科学課長をもって充てる。
- (3) 幹事長は、必要に応じ、変更することができる。
- (4) 幹事は、（別紙7）の2のとおりとし、必要に応じ、変更又は追加することができる。
- (5) 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
- (6) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、幹事長が必要に応じ、召集する。

4. 事務局

- (1) 本部に事務局を置く。
- (2) 事務局長には、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長を、事務局長次長には、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長補佐をもって充てる。
- (3) 事務局長及び事務局長次長は、必要に応じ、変更することができる。
- (4) 事務局は、（別紙7）の3のとおりとし、必要に応じ、変更又は追加することができる。
- (5) 事務局長は、必要に応じ、事務局員を召集する。

5. 防災担当職員

- (1) 関係部局に防災担当職員を置く。
- (2) 防災担当職員は、「厚生労働省地震災害警戒本部構成員必携」（以下「必携」という。）において定める。
- (3) 防災担当職員は、本部と関係部局及び関係団体との連絡調整にあたる。

6. 本部構成員等の参集

- (1) 本部長、本部長代理、副本部長、副本部長代理、本部員、幹事、事務局員及び防災担当職員（以下、「本部構成員等」という。）は、参集の要請を受けたとき、東海地震注意情報が発表されたことを知ったとき、警戒宣言が発せられたことを知

(別紙 6)

ったとき又は警戒本部設置の事実を知ったときは、その所属する部局に速やかに参集する。

- (2) 本部構成員等が参集するための連絡方法は、必携において定める。

(別紙 7)

厚生労働省地震災害警戒本部構成員（別紙 6 関係）

1. 本部員

◎厚生労働大臣、
 ◇厚生労働副大臣、◇厚生労働大臣政務官、
 ○厚生労働事務次官、○厚生労働審議官、○医務技監、
 □大臣官房長、□大臣官房審議官（危機管理担当）、□大臣官房審議官（災害対策担当）
 大臣官房総括審議官（国会担当）、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、生活衛生・食品安全審議官、労働基準局長、安全衛生部長、職業安定局長、雇用環境・均等局長、子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長、保険局長、年金局長、人材開発統括官、政策統括官（総合政策担当）、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

* ◎本部長、◇本部長代理、○副本部長、□副本部長代理

2. 幹事

| | |
|------------|---|
| (大臣官房) | 人事課長、総務課長、総務課広報室長、会計課長、地方課長、国際課長、◎厚生科学課長、厚生科学課健康危機管理・災害対策室長、参事官（総括調整担当）2人 |
| (医政局) | 総務課長、地域医療計画課長、医療経営支援課長、看護課長、経済課長 |
| (健康局) | 総務課長、健康課長、がん・疾病対策課長、結核感染症課長、難病対策課長 |
| (医薬・生活衛生局) | 総務課長、医薬安全対策課長、血液対策課長、生活衛生・食品安全企画課長、食品監視安全課長、生活衛生課長、水道課長 |
| (労働基準局) | 総務課長、監督課長、労災管理課長、安全衛生部安全課長 |
| (職業安定局) | 総務課長、雇用政策課長、雇用保険課長 |
| (雇用環境・均等局) | 総務課長、主任雇用環境・均等監察官 |
| (子ども家庭局) | 総務課長、総務課児童福祉調査官、保育課長、子育て支援課長 |
| (社会・援護局) | 総務課長、地域福祉課長、福祉基盤課長 |
| (障害保健福祉部) | 企画課長、障害福祉課長、精神・障害保健課長 |
| (老健局) | 総務課長、高齢者支援課長 |

(別紙 7)

| | |
|--------------|---------------------------------|
| (保険局) | 総務課長 |
| (年金局) | 総務課長 |
| (人材開発統括官) | 参事官 (人材開発総務担当) |
| (政策統括官) | 参事官 (総合政策統括担当) 2 人、参事官 (企画調整担当) |
| (中央労働委員会事務局) | 総務課長 |

* ◎幹事長

3. 事務局員

| | |
|---------------------------|-----|
| 大臣官房人事課長補佐 | 1 人 |
| 大臣官房総務課長補佐 | 1 人 |
| 大臣官房会計課長補佐 | 1 人 |
| 大臣官房国際課長補佐 | 1 人 |
| 大臣官房地方課長補佐 | 1 人 |
| ◎大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長 | |
| ○大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長補佐 | 1 人 |
| 医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室長 | |
| 医政局医療経営支援課長補佐 | 1 人 |
| 医政局経済課長補佐 | 1 人 |
| 健康局健康課地域保健室長補佐 | 1 人 |
| 健康局結核感染症課長補佐 | 1 人 |
| 医薬・生活衛生局血液対策課長補佐 | 1 人 |
| 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課長補佐 | 1 人 |
| 医薬・生活衛生局水道課長補佐 | 1 人 |
| 労働基準局総務課長補佐 | 1 人 |
| 労働基準局監督課長補佐 | 1 人 |
| 労働基準局労災管理課長補佐 | 1 人 |
| 安全衛生部安全課長補佐 | 1 人 |
| 職業安定局総務課長補佐 | 1 人 |
| 職業安定局雇用政策課長補佐 | 1 人 |
| 職業安定局雇用保険課長補佐 | 1 人 |
| 雇用環境・均等局総務課長補佐 | 1 人 |
| 子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室長補佐 | 1 人 |
| 社会・援護局総務課長補佐 | 1 人 |
| 障害保健福祉部企画課長補佐 | 1 人 |
| 老健局高齢者支援課長補佐 | 1 人 |
| 保険局総務課長補佐 | 1 人 |
| 年金局総務課長補佐 | 1 人 |
| 人材開発統括官付人材開発総務担当参事官室長補佐 | 1 人 |

政策統括官参事官補佐 2人

政策統括官付参事官付統計・情報総務室長補佐 1人

* ◎事務局長、○事務局次長

4. 防災担当職員

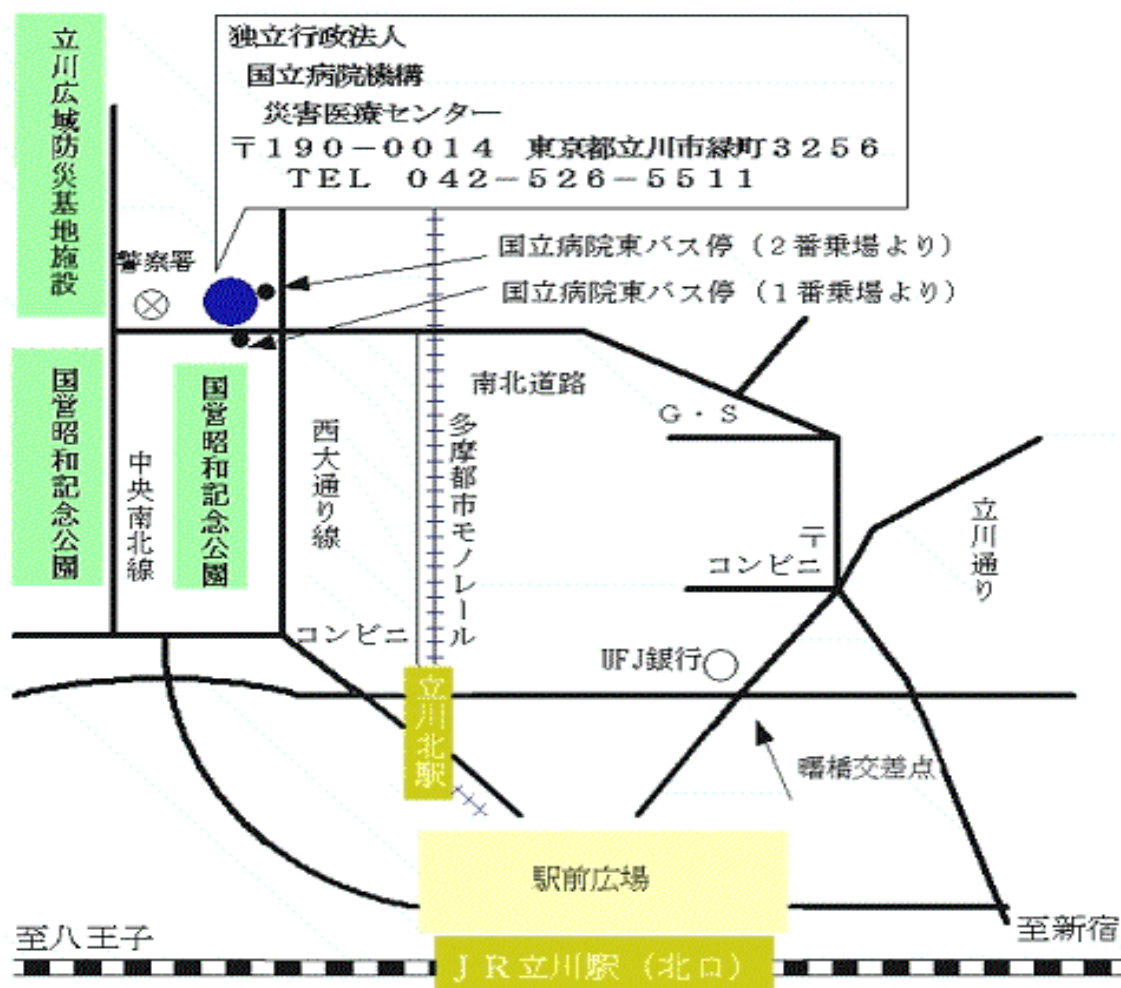
厚生労働省災害対策本部構成員等必携に防災担当職員として掲げられている者。

(別紙 8)

(別紙 8)

独立行政法人国立病院機構 災害医療センター地図

(第 2 編第 1 章第 2 節第 4 第 2 項関係)



交通案内

- J R 立川駅北口より ・徒歩 約15分
- ・タクシー 約5分
- ・立川バス①番もしくは②番乗場より約10分

図1 災害時における保健師の派遣調整について (第2編第2章第4節第2関係)

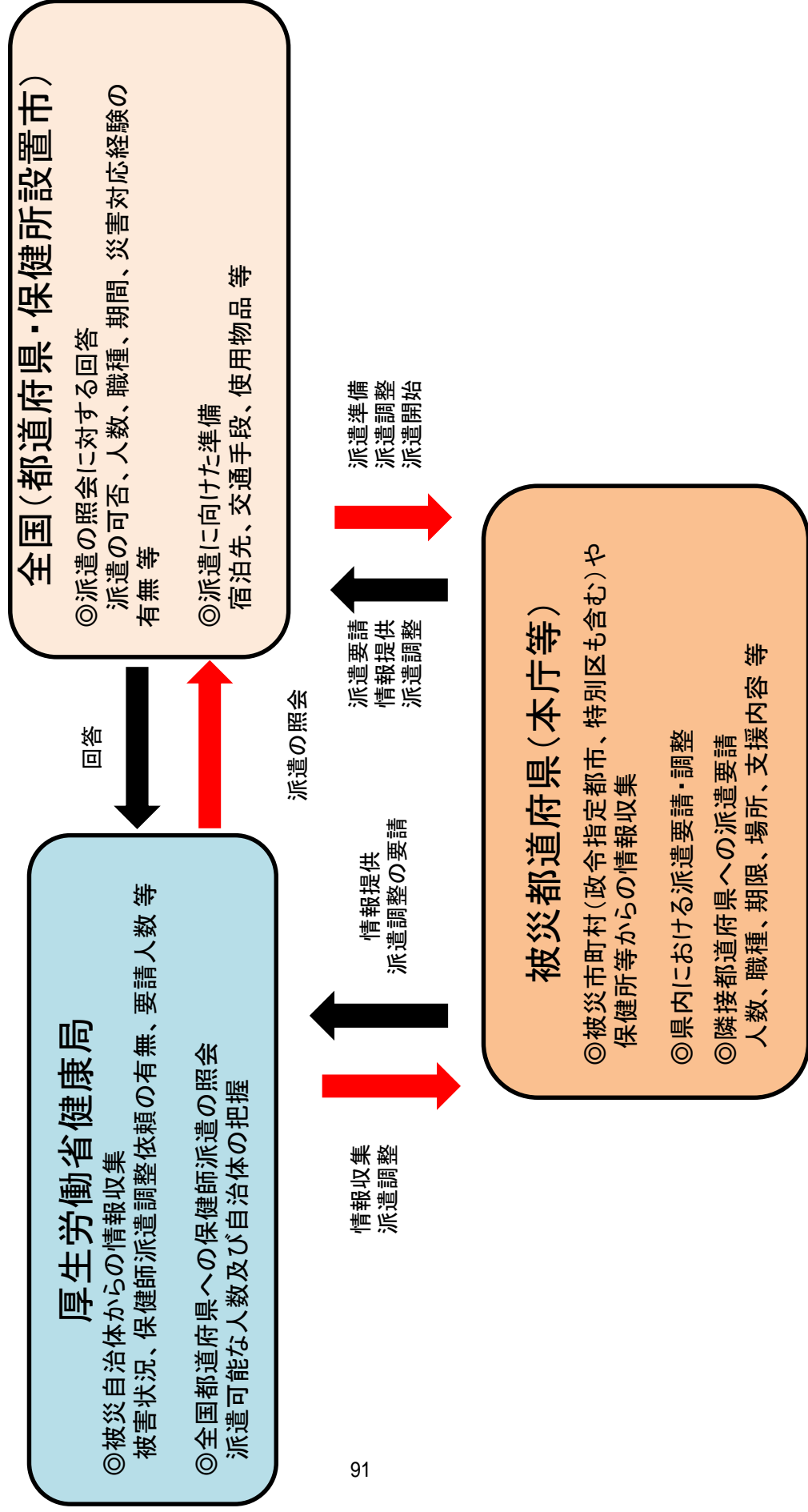


図2 被災地の状況把握(医薬品関係)
 (第2編第2章第5節第1関係)

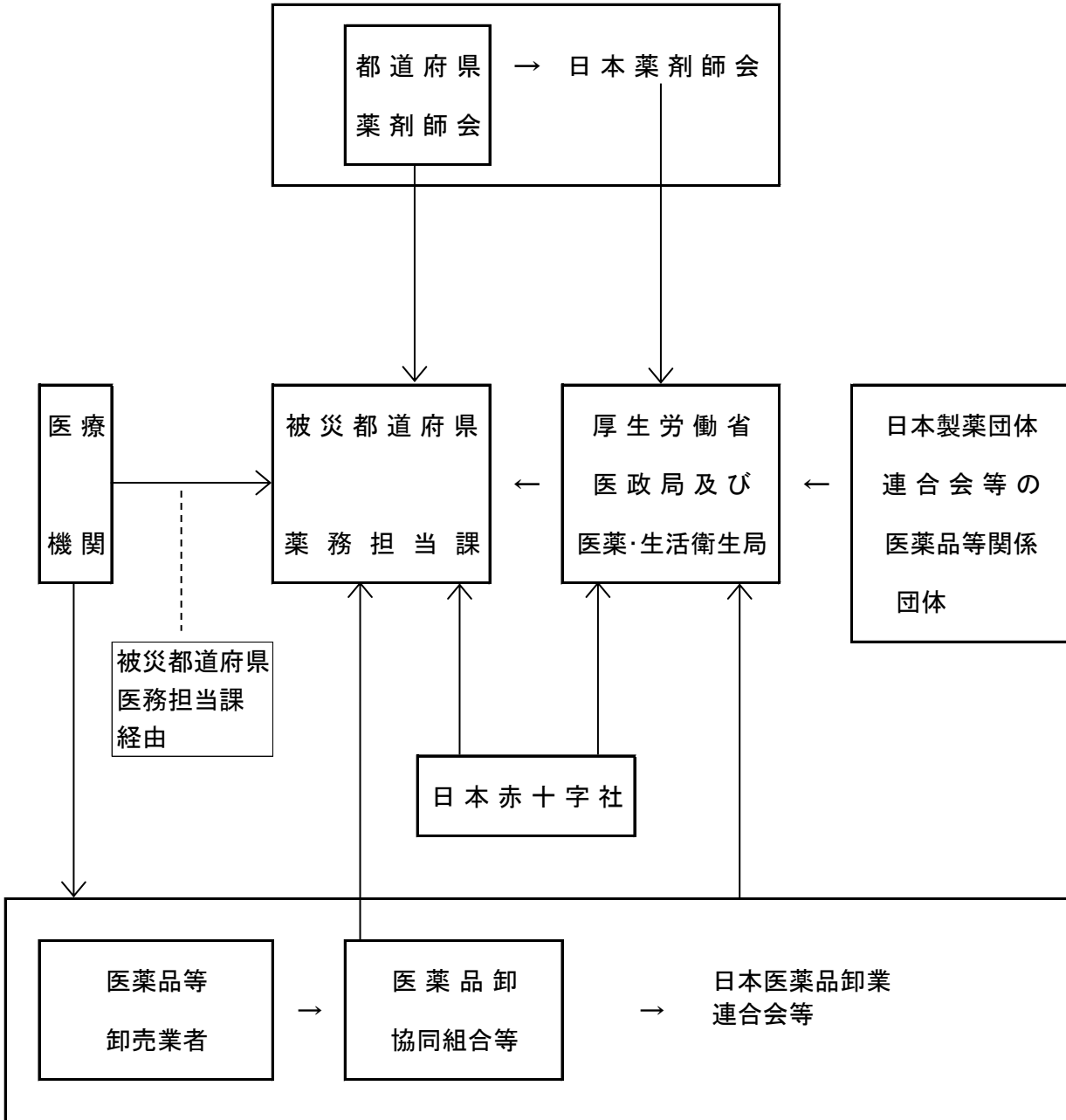


図3 被災地外からの医薬品等の供給
 (初動期の医薬品供給ルート)
 (第2編第2章第5節第2関係)

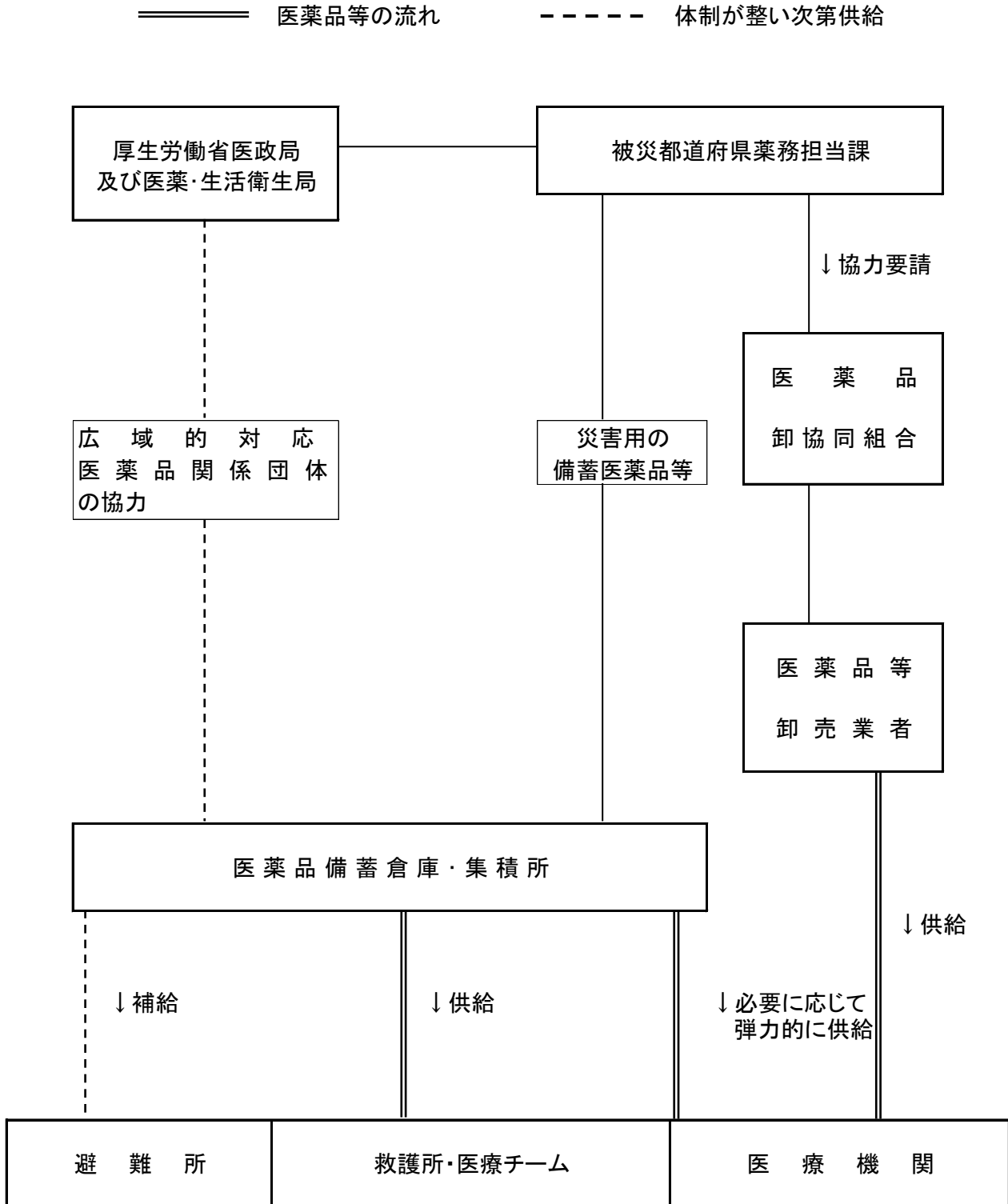


図4 被災地外からの医薬品等の供給
 (卸売業者の機能回復後の医薬品供給ルート)
 (第2編第2章第5節第2関係)

==== 医薬品等の流れ

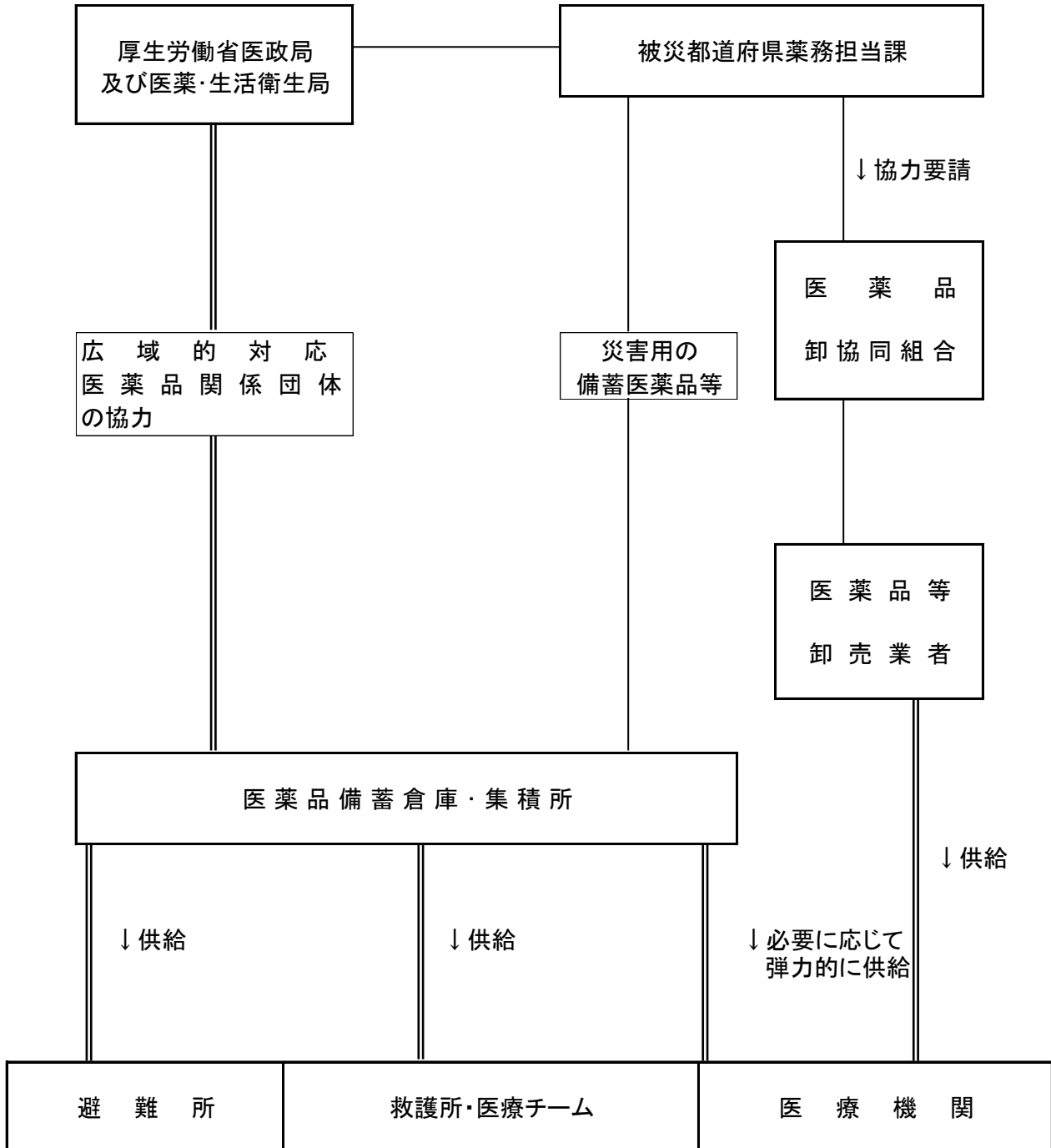
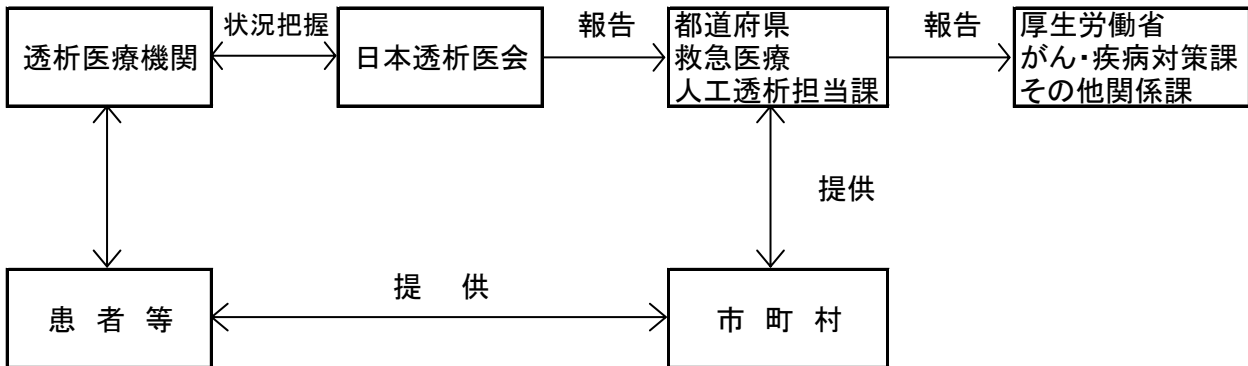


図5 人工透析の提供体制
(第2編第2章第8節第1関係)

○情報収集



○水、医薬品の確保

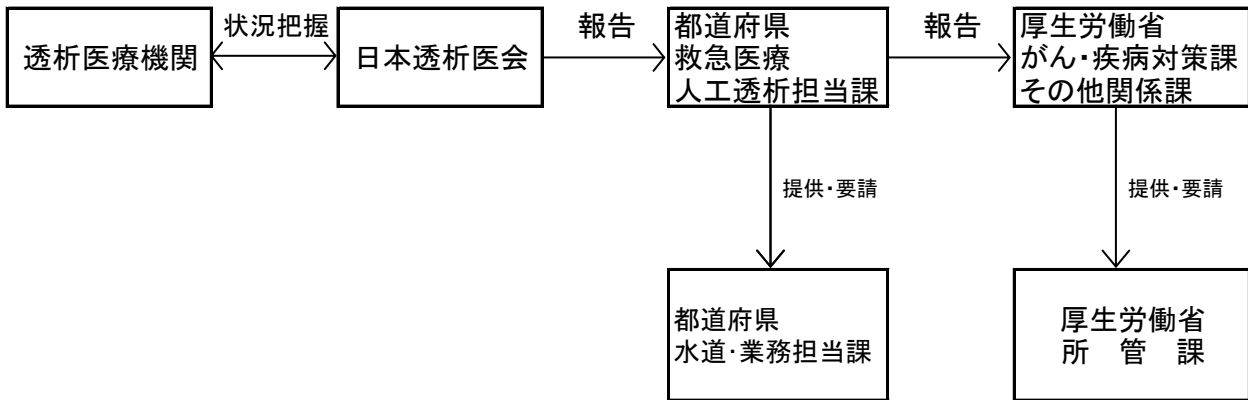


図6 難病患者等への医療の確保体制
(第2編第2章第8節第2関係)

○情報収集及び連絡

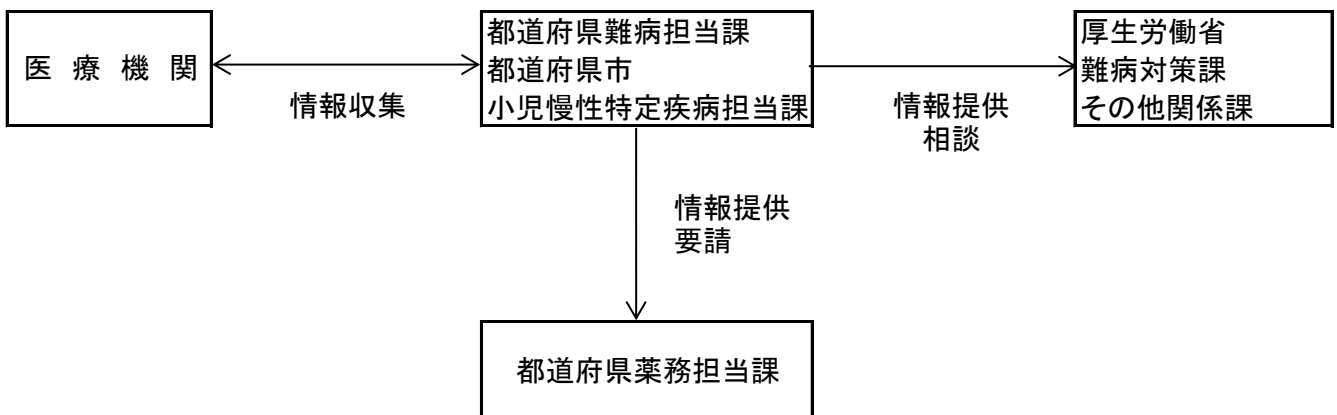


図7 被災市町村の民生部局の業務量の推移(第2編第3章第1節関係)

(注) 阪神・淡路大震災の対応を参考に記述したものの

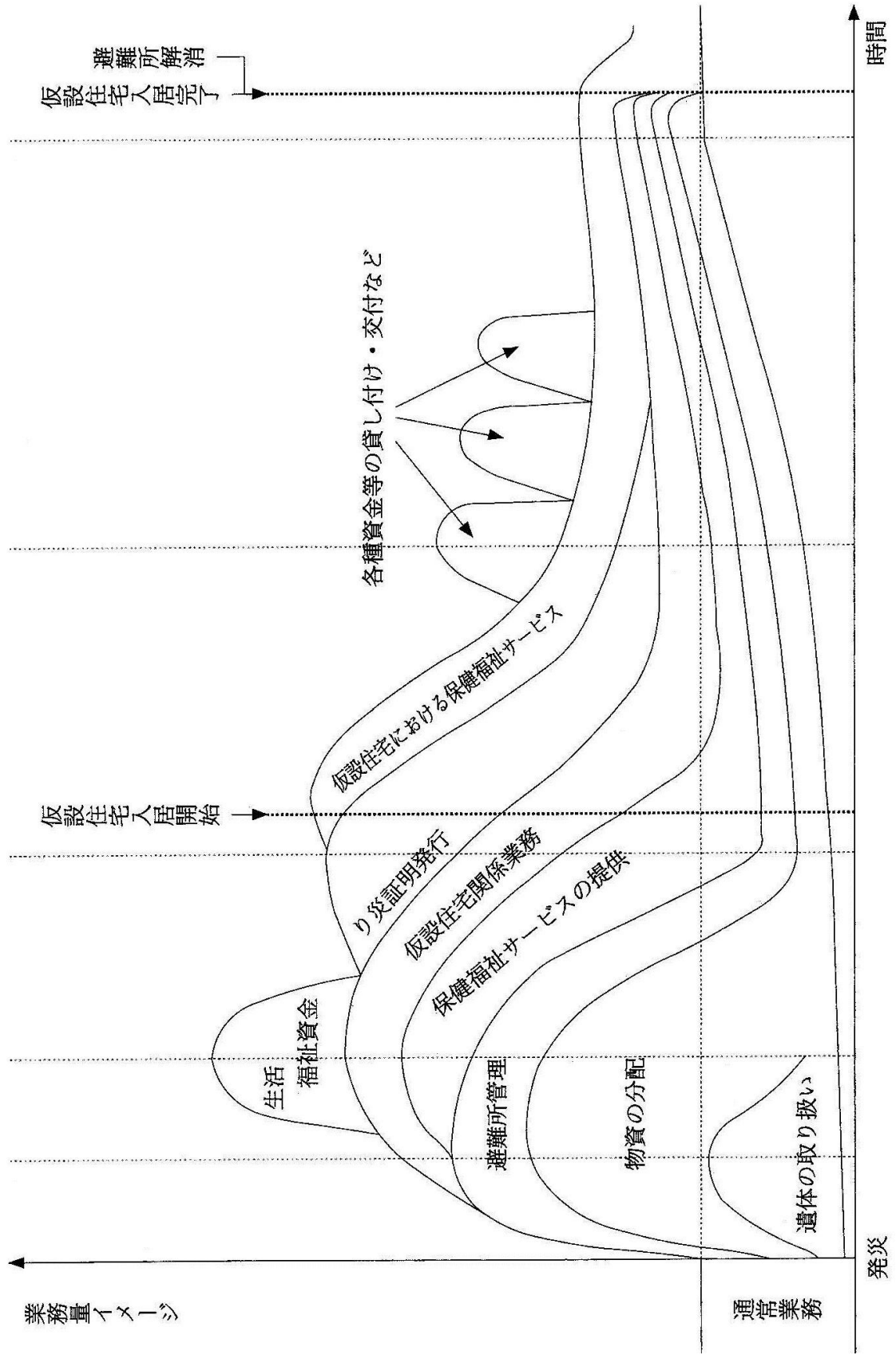
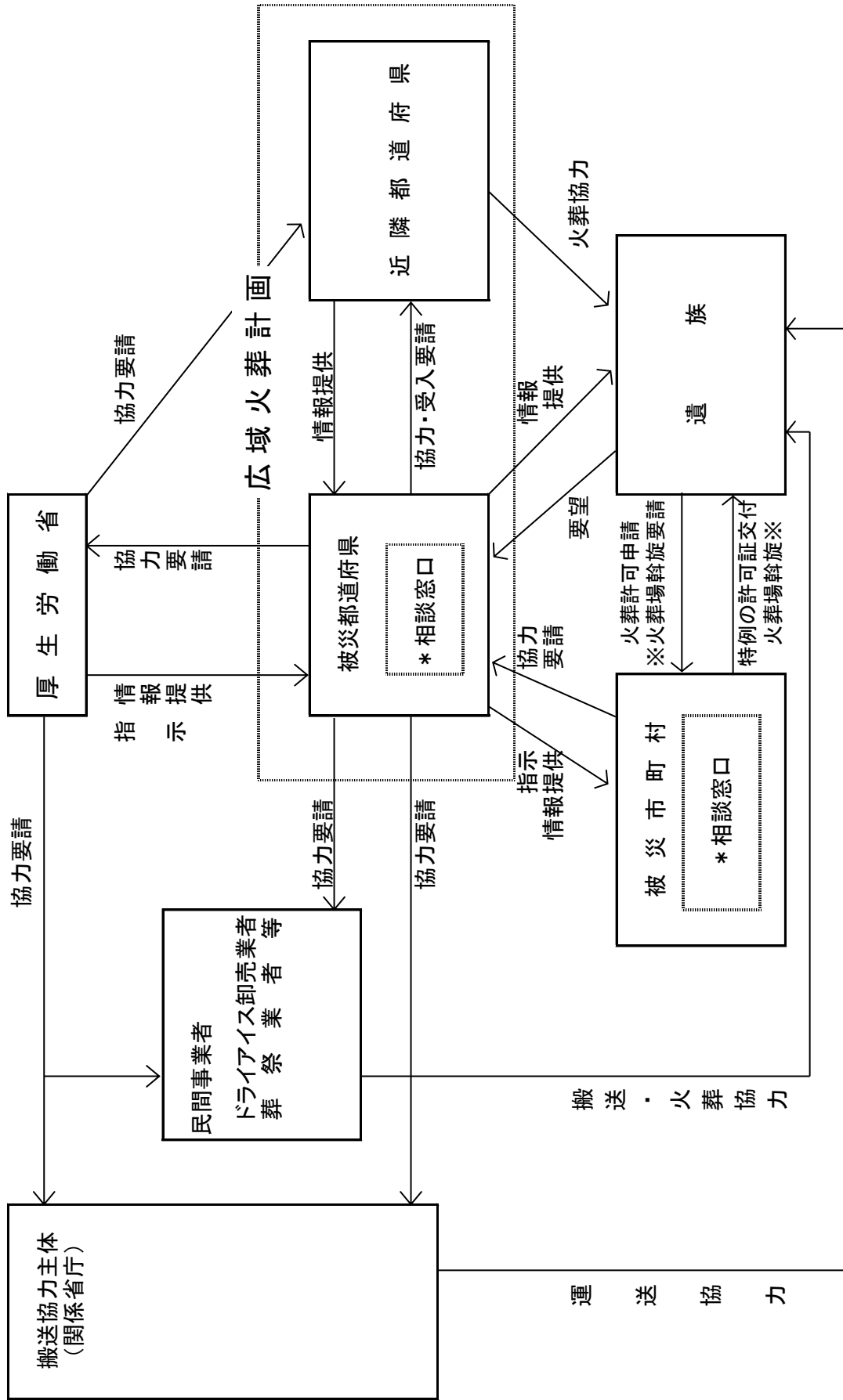


図8 大規模災害時の火葬（第2編第4章第1節関係）



* 相談窓口は、場合により、都道府県又は市町村のいずれかに設置されることとなる。

※ 遺族に対する火葬場斡旋等は市町村が実施するが、場合により都道府県が直接行う可能性もある。

図9 水道に係る災害応急対策の連携体制(第2編第4章第2節関係)

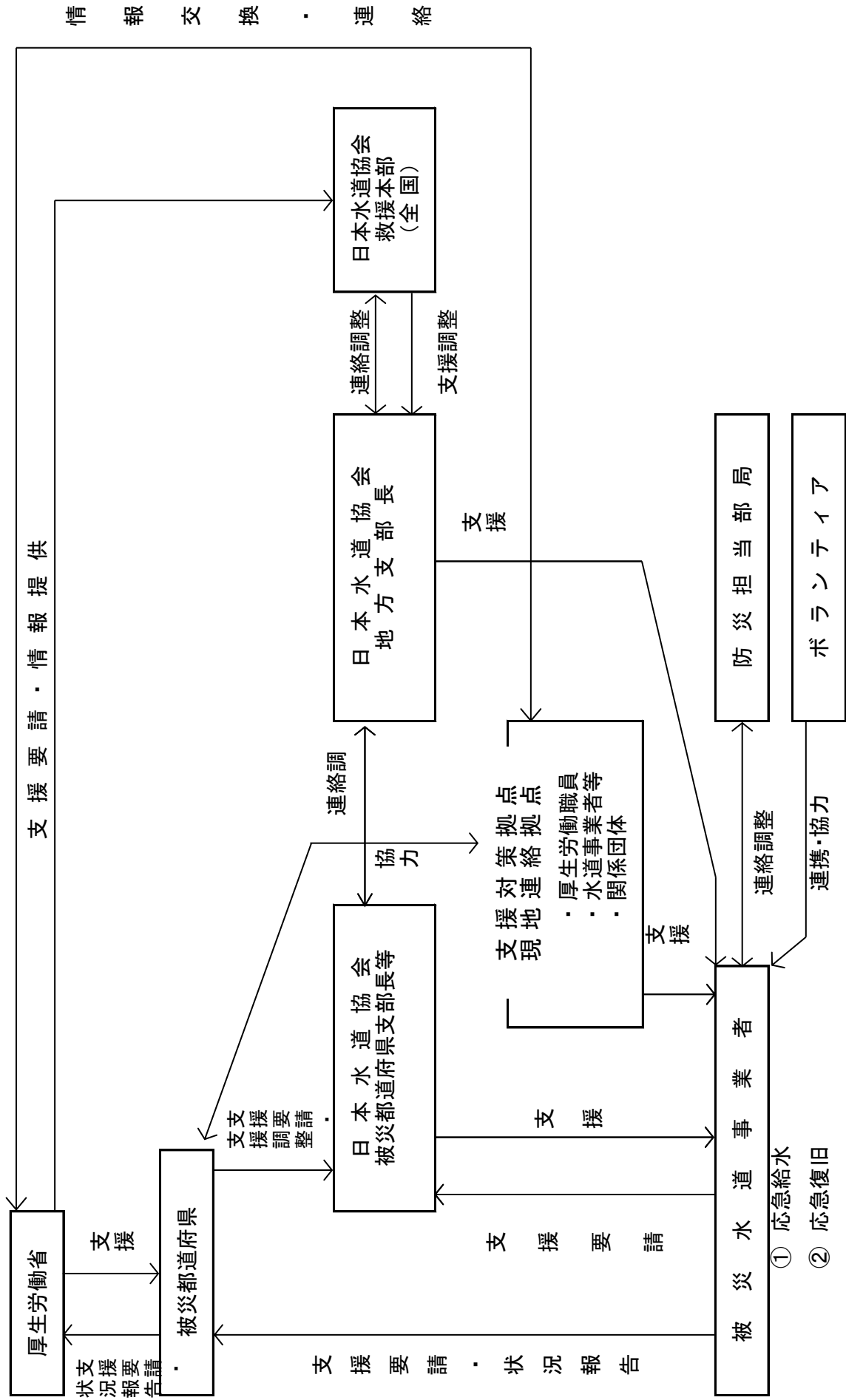


図10 厚生労働省本省が都道府県労働局等を通じて収集する主な災害情報

| 情報の種類 | 伝達経路 | | |
|--|--------------------|----------------------------|---|
| ○労働者の死傷状況 | 労働基準監督署 | → 都道府県労働局 | → 労働基準局安全衛生部安全課 |
| ○事業場の被災状況 (主要事業場施設の被災状況等) (事業所の休業、離職状況等) | 労働基準監督署 公共職業安定所 | → 都道府県労働局 → 都道府県労働局 | → 労働基準局安全衛生部安全課 → 職業安定局雇用保険課 |
| ○原子力発電所等の被害状況の確認 | 労働基準監督署 | → 都道府県労働局 | → 労働基準局安全衛生部労働衛生課 |
| ○厚生労働省職員(職員の家族を含む。) 利用者及び庁舎の被災状況 | 労働基準監督署 公共職業安定所 | → 都道府県労働局 | → 大臣官房地方課 |
| ○厚生労働省関係施設の職員、利用者 及び施設の被災状況 | 厚生労働省関係施設 | → 厚生労働省関係独立行政法人等 地方公共団体 | → 労働基準局労災保険業務課 労働基準局安全衛生部計画課 職業安定局総務課 人材開発統括官付人材開発総務担当参事官室 |
| ○職員の派遣状況 | 労働基準監督署 公共職業安定所 | → 都道府県労働局 | → 大臣官房地方課 |
| ○二次災害防止の状況 | 労働基準監督署 | → 都道府県労働局 | → 労働基準局安全衛生部安全課 労働基準局安全衛生部労働衛生課 労働基準局安全衛生部化学物質対策課 |
| ○厚生労働省関係施設の提供 | 厚生労働省関係施設 | → 厚生労働省関係独立行政法人等 地方公共団体 | → 労働基準局労災保険業務課 労働基準局安全衛生部計画課 職業安定局総務課 人材開発統括官付人材開発総務担当参事官室 |
| ○医師の派遣等 | 厚生労働省関係施設 | → 厚生労働省関係独立行政法人等 | → 労働基準局安全衛生部計画課 |
| ○解雇・雇い止め状況 | 労働基準監督署 公共職業安定所 | → 都道府県労働局 | → 労働基準局総務課 職業安定局雇用政策課 |
| ○雇用失業状況(求人、求職、失業等) | 公共職業安定所 | → 都道府県労働局 | → 職業安定局雇用政策課 |
| ○災害応急工事等に関する労働力需給 状況 | 公共職業安定所 | → 都道府県労働局 | → 職業安定局雇用政策課 |
| ○災害応急工事等に係る労働災害の発 生状況 | 労働基準局監督署 | → 都道府県労働局 | → 労働基準局安全衛生部安全課 |
| ○被災した労働基準監督署及び公共職業 安定所における窓口事務の実施状況 | 労働基準監督署 公共職業安定所 | → 都道府県労働局 | → 大臣官房地方課 |
| ○雇用保険の基本手当等に関する特例 措置の実施状況 | 公共職業安定所 | → 都道府県労働局 | → 職業安定局雇用保険課 |
| ○雇用促進住宅※の一時貸与の状況 ※平成33年度までに譲渡・廃止予定 | 独立法人高齢・障害・求職者支援機構 | → | 職業安定局総務課 |
| ○臨時総合相談窓口の開設 | 労働基準監督署 公共職業安定所 | → 都道府県労働局 | → 大臣官房地方課 |
| ○労働保険料の納付に関する特例措置の 実施状況 | 都道府県労働局 | → | 労働基準局労働保険徴収課 |
| ○中小企業退職金共済掛金の納付に 関する特例措置の実施状況 | 独立行政法人勤労者退職金共済機構 | → | 雇用環境・均等局勤労者生活課 |
| ○貸付金の返還に関する特例措置の実施 状況 | 厚生労働省関係独立行政法人等 | → | 労働基準局安全衛生部労働衛生課 雇用環境・均等局勤労者生活課 |
| ○その他災害対策として採った措置 | | | |

(注) 本省の担当部局が把握した情報は、厚生労働省災害対策本部に報告するものとする。

図11 都道府県労働局から厚生労働本省への地震防災応急対策に係る情報等の報告

| 情報の種類 | 伝達経路 | | |
|-------------------------------|--------------------|----------------------------|---|
| ○厚生労働省職員（職員の家族を含む。）及び利用者の避難状況 | 労働基準監督署 公共職業安定所 | → 都道府県労働局 | → 大臣官房地方課 |
| ○厚生労働省関係施設の職員及び利用者 の避難状況 | 厚生労働省関係施設 | → 厚生労働省関係独立行政法人等 地方公共団体 | → 労働基準局防災保険業務課 労働基準局安全衛生部計画課 職業安定局総務課 人材開発統括官付人材開発総務担当参事官室 |
| ○職員の派遣状況 | 労働基準監督署 公共職業安定所 | → 都道府県労働局 | → 大臣官房地方課 |
| ○避難者等に関する救護対策の実施状況 | 労働基準監督署 公共職業安定所 | → 都道府県労働局 | → 大臣官房地方課 |
| ○避難者等に関する救護対策の実施状況 | 厚生労働省関係施設 | → 厚生労働省関係独立行政法人等 地方公共団体 | → 労働基準局防災保険業務課 労働基準局安全衛生部計画課 職業安定局総務課 人材開発統括官付人材開発総務担当参事官室 |

（注）本省の担当部局が把握した情報は、厚生労働省地震災害警戒本部に報告するものとする。